

大阪市内の保育所等における防災マニュアル作成の手引き 本編 2

大阪市内の保育所等における 防災マニュアル作成の手引き



大阪市こども青少年局
令和5年1月（令和8年8月一部改訂）

「大阪市内の保育所等における防災マニュアル作成の手引き」の構成

本手引きは、以下の3部構成となっています。

※この冊子は **本編2** です。

本編1 大阪市内の保育所等における災害時対応ガイドライン

令和4年12月に本市において策定（令和8年6月改定（補記あり））したもので、大阪市内の保育所等における、災害への備えや臨時休園の判断基準など、災害時の基本的な対応について定めたものです。

本編2 大阪市内の保育所等における防災マニュアル作成の手引き

施設において、ガイドラインの内容を踏まえた防災マニュアルの作成にあたり、すでに作成されている「非常災害対策計画」及び「避難確保計画」の様式をベースとして、追加で作成すべき項目等を整理して示しています。

資料編 防災マニュアル作成の心得 ～子どもたちの安全のために～

防災マニュアルには、災害発生時に職員が的確に行動できるよう、様々な項目を規定する必要がありますが、①事前の対応（備える）、②発生時の対応（命を守る）、③事後の対応（立て直す）、と災害発生前後に分けて整理することで、取り組むべきことが整理しやすくなります。資料編は、災害対応をこれらの時系列で整理し、マニュアル作成に役立つ情報やポイント、過去の災害に関連したコラムなどを盛り込んだものとなっています。マニュアルの作成や見直しの際に参考にいただき、更に施設内研修の資料や読み物としても広くご活用ください。

はじめに

大阪市では、令和4年12月に「大阪市内の保育所等における災害時対応ガイドライン」を策定（令和8年6月改定（補記あり））しました。このガイドラインは、大阪市内の認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所（以下、「保育所等」という。）における、災害への備えや臨時休園の判断基準など、災害時の基本的な対応について定めたものですが、施設においては、災害の規模や立地条件等によって被害状況も異なることから、それぞれの状況に応じた防災マニュアルを作成いただく必要があります。

「大阪市内の保育所等における防災マニュアル作成の手引き」は、施設で防災マニュアルを作成されるにあたり、必要な様式例や役に立つ情報等をまとめたものです。いざ災害が起きた際に、慌てず、迅速かつ的確に判断し対応するためには、施設の状況に応じた実効性のあるマニュアルを作成し、職員一人ひとりが内容を理解しておくことが大切です。

この手引きを活用し、災害発生時の具体的な対応、手順、役割分担及び避難の備え等を職員で話し合い、施設において防災マニュアルを作成のうえ災害に備え、保育所等の災害対応力の強化に努めてください。

もくじ

本編 2

1 施設における防災マニュアル作成の手順	2
2 臨時休園と保育再開の判断基準	8
3 防災マニュアルの見直しについて	12
4 業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）	13
「非常災害対策計画」記入例	21
「非常災害対策計画」ひな型	35
「避難確保計画」ひな型	48
「業務継続計画（BCP）」資料	58
その他資料	63

- 1 施設における防災マニュアル作成の手順**
- 2 臨時休園と保育再開の判断基準**
- 3 防災マニュアルの見直しについて**
- 4 業務継続計画
(BCP : Business Continuity Plan)**

1 施設における防災マニュアル作成の手順

1-1 防災マニュアルとその他のマニュアル・計画との関係

「保育所保育指針」には、施設において災害対策に関するマニュアルを作成すること、定期的に避難訓練を実施すること、事前に保護者等への連絡体制や子どもの引き渡し方法等について確認しておくこと等の規定があり、これに基づき、施設においても防災マニュアルを作成していただいているところです。

また、そのほかにも、すでに関係法・省令等の定めにより、災害対策を内容に含むマニュアル・計画を作成していただいています。

主な既存のマニュアル・計画と、今後作成が必要となるマニュアル・計画は以下のとおりです。

表1 各種マニュアル及び計画

	マニュアル・計画	説 明
すでに作成済	防災マニュアル	・「保育所保育指針」等の定めにより、施設において作成されている。 ・ガイドラインの策定を受け、内容を追加する必要がある。
	非常災害対策計画	・「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（省令）等の定めにより、全施設において作成されている。
	避難確保計画	・「水防法」の定めにより、 <u>浸水想定区域に所在する施設において作成されている。</u>
今後作成が必要	安全計画	・「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（省令）等の改正により、令和5年4月までに施設において作成する必要がある（義務）。
	業務継続計画	・「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（省令）及び「認定こども園の学級編成、職員、設備及び運営に関する基準」（省令）等の改正により、令和5年4月までに施設（地域型保育事業所を除く）において作成するよう努めるものとする（努力義務）。

※ 根拠法等や義務・努力義務の別については、施設種別により差異があります。

詳細については、表2（p.4,5）をご確認ください。

各マニュアル・計画で定めるべき項目については、重複しているものがあります。項目をまとめたものが、表3（p.6～7）です。

1－2 防災マニュアル作成の手順

防災マニュアルの作成にあたっては、表 1 の各マニュアル・計画の作成の状況によって、より負担なく作業を行っていただく手順が変わってきます。

ここでは、「表 3 防災マニュアルチェックシート」を参考に、すでに作成されている「非常災害対策計画」（施設により避難確保計画を含む。以下この項において同じ。）の項目をベースとして、ガイドラインの項目と比較し、「非常災害対策計画」にない項目について新たに書面を作成し、追加していただくことで、これらのマニュアル・計画において規定すべき内容を網羅した計画を作成いただくという手順を紹介します。

（１） 自施設の「非常災害対策計画」の内容を確認する

表 3 では、各項目がどのマニュアル・計画に含まれる（含まれるべき）かを記載しています。○印が入っている項目は、そのマニュアル・計画に規定する必要があります。

まずは、自施設で作成されている「非常災害対策計画」の項目と、表 3 の「非常災害対策計画」の欄の項目を突合し、自施設の「非常災害対策計画」が○印の入っている項目を全て満たしていることを確認してください。

また、自施設の「非常災害対策計画」に、○印の入っていない項目を独自で加えている場合には、該当する項目にチェックを入れる等して、どの項目についてすでに規定しているかがわかるようにしてください。

なお、万一「非常災害対策計画」を作成していない場合は、この手引き及び表 2－2（p.4）等を参考に、この機会に必ず作成してください。

（２） 追加で規定すべき項目を確認する

1－2（１）の作業により○印の入っていない項目で、「大阪市ガイドライン」の欄に○印が入っている項目については、書面を作成する必要があります。

作成にあたり、参考となるページについて記載していますので、ご参照ください。

これらの作業により、「非常災害対策計画」及び「防災マニュアル」を作成したこととなります。

【「安全計画」と「業務継続計画」について】

令和 4 年 11 月の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等の改正により、施設においては、令和 5 年 4 月までに「安全計画」を作成することが義務化、「業務継続計画」を作成することが努力義務化（地域型保育事業所を除く）されます。

今回の作業において、「安全計画」の欄及び「業務継続計画」の欄に○印が入っている項目についても書面を作成することで、これらの計画（自然災害の部分）についても作成したこととなります。

表 2 根拠法令等及び義務・努力義務について

表 2 - 1 防災マニュアル

施設種別		根拠法令等及び義務・努力義務の別	
認定 こども園	保育所型	保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号） 第3章 健康及び安全 4 災害への備え （2）災害発生時の対応体制及び避難への備え ア 火災や地震などの災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアルを作成すること。	義務
	幼保連携型	大阪市内の保育所等における災害時対応ガイドライン（令和8年6月改正（補記あり）） 11. 保育所等における防災マニュアルの作成について 本ガイドラインは、災害時の基本的な対応を示すものである。災害時にどのような危険があり、どのように行動するかは施設の状況や周辺の環境等によって異なるため、保育所等においては、それぞれの状況に応じて、より詳細かつ具体的な対応と各職員の役割等を定めた防災マニュアルを作成し、職員間で共有しておくこと。	義務
	幼稚園型		
	地域型保育事業所		

表 2 - 2 非常災害対策計画

施設種別		根拠法令等及び義務・努力義務の別	
認定 こども園	保育所型	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号） （児童福祉施設と非常災害） 第6条 児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター（次条、第9条の4及び第10条第3項において「障害児入所施設等」という。）を除く。第10条第2項において同じ。）においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。	義務
	幼保連携型	児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（平成28年9月9日雇児総発0909第2号厚生労働省通知）	
	幼稚園型	学校保健安全法（昭和33年法律第56号） （危険等発生時対処要領の作成等） 第29条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。	義務
地域型保育事業所		家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号） （家庭的保育事業者等と非常災害） 第7条 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。	義務

表 2 - 3 避難確保計画

施設種別		根拠法令等及び義務・努力義務の別	
認定 こども園	保育所型	水防法（昭和24年法律第193号） （要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等） 第15条の3 第15条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。	義務 ※浸水想定区域に所在する施設
	幼保連携型		
	幼稚園型		
	地域型保育事業所		

表 2 - 4 安全計画

施設種別		根拠法令等及び義務・努力義務の別	
保育所		児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号） ※令和5年4月1日改正施行 （安全計画の策定等） 第6条の3 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。	義務
認定 こども園	保育所型		
	幼保連携型	学校保健安全法（昭和33年法律第56号） （学校安全計画の策定等） 第27条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。	義務
	幼稚園型		
地域型保育事業所		家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号） ※令和5年4月1日改正施行 （安全計画の策定等） 第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項について計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。	義務

表 2 - 5 業務継続計画

施設種別		根拠法令等及び義務・努力義務の別	
保育所		児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号） ※令和5年4月1日改正施行 （業務継続計画の策定等） 第9条の3 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	努力義務
認定 こども園	保育所型		
	幼保連携型	幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）※令和5年4月1日改正施行 （令和5年1月現在、条文未確定）	努力義務
	幼稚園型	（幼稚園（学校に準ずる）については、業務継続計画の策定を義務付ける法令等はないが、幼稚園型認定こども園においては、保育を必要とする児童も入所しており、当該児童の応急保育等について対応していただく必要がある。）	—
地域型保育事業所		（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（令和5年4月1日改正施行）において、業務継続計画の策定は努力義務とされていないが、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施することについては努力義務とされた。）	—

表3 防災マニュアルチェックシート

1 大阪市ガイドライン 2 非常災害対策計画 3 避難確保計画
4 安全計画(自然災害の部分) 5 業務継続計画【BCP】(自然災害の部分)

【参考資料記載ページ ↓】

項目	保育所 保育指 針	1	2	3	4	5	本編 2	本編 2 その他参 考資料	資料編	備考
----	-----------------	---	---	---	---	---	------	---------------------	-----	----

1 【目的・位置づけ・主管部門】

目的			○	○		○	13.21.48	—		
計画の位置づけ						○	13	—		
計画の目標（目的と合わせての記載も可）						○	14	—		
BCPの主管部門						○	14	—		

2 【施設立地条件】

施設の立地条件	○		○		○	○	16.21	69	5	
想定するリスク						○				

3 【情報収集】

災害に関する情報の入手方法			○	○		○	16.22.54	88～89	3～4	大阪市防災アプリ、国土交通省「河の防災情報」ホームページについて、本編2 P88～89のQRコードにて確認
非常時に優先的に実施する業務						○	16.58	—	—	

4 【災害時の連絡先及び通信手段の確認】

災害時の連絡先及び通信手段の確認	○		○		○		32	—	2.37	
職員の防災連絡体制及び緊急連絡網	○		○		○	○	15.32	66	1.37	
関係先の緊急一覧表			○				32	—	37	
大阪市への報告 「児童福祉施設等災害時情報共有システム」		○	○				—	—	2.29	
利用児童と保護者との緊急連絡先一覧			○				—	—	3～4	自施設で作成

5 【各災害時における避難を開始する時期、判断基準、避難誘導】

各災害時における避難を開始する時期、判断基準、避難誘導		○	○	○		○	18.23	78	9～26	
各災害時における臨時休園の判断基準		○					8～11	—	—	
災害を起因とする計画運休の場合の臨時休園の判断基準		○					9	—	—	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、最新の情報に注意しながら保育を継続
その他の臨時休園の判断基準		○					10	—	—	
保育再開の基準		○					11	—	28～30	
地震・火災・津波等について		○	○			○	23～29	—	15～23	
地震発災時の時間経過別の対応		○				○	18.59.60	78	9.15～16	
地震発災時の地域ニーズへの対応						○	18	—	—	
洪水・高潮・内水氾濫・津波		○	○	○		○	18	81.82	10～14 18～21	令和4年2月から避難確保計画の河川に旧淀川流域等を追加
風水害発災時の時間経過別の対応		○				○	18.61	78	10～14	
風水害発災時の地域ニーズへの対応						○	19	—	—	

1 大阪市ガイドライン 2 非常災害対策計画 3 避難確保計画
4 安全計画(自然災害の部分) 5 事業継続計画[BCP](自然災害の部分)

【参考資料記載ページ ↓】

項目	保育所 保育指 針など	1	2	3	4	5	本編 2	本編 2 その他参 考資料	資料編	備考
----	-------------------	---	---	---	---	---	------	---------------------	-----	----

6 【避難場所等】

避難場所		○	○			○	17.29.52.53	72	7	
避難経路		○	○			○	17.33	72		
避難方法		○	○			○	17.30	—		

7 【避難訓練の実施】

地域特性に応じた様々な災害を想定した避難訓練の実施及び計画	○	○				○	31	70.71	5～6	
-------------------------------	---	---	--	--	--	---	----	-------	-----	--

8 【災害時の人員体制、指揮系統】

職員の役割分担	○				○	○	14.30	64～67	1.2.37	
災害時の人員体制、指揮系統	○	○	○	○	○	○	14.30.34			
職員の安否確認						○	15			
人員確保						○	15.34			
災害時の応急保育に対応		○				○	18.59～61	—	28～30	

9 【関係機関との連携】

関係機関との連絡体制	○		○		○		16.23.30.32	—	2.37	
地域との連携	○				○	○	14	69	4	

10 【避難の確保を図るための設備・資機材等の整備】

避難の確保を図るための設備・資機材等の整備	○			○	○		30～31	73	7	
-----------------------	---	--	--	---	---	--	-------	----	---	--

11 【防災教育】

防災教育の実施及び児童への安全指導に関する計画	○		○	○	○		31	70.71	5.6	
-------------------------	---	--	---	---	---	--	----	-------	-----	--

12 【自営水防組織の業務に関する事項】

自営水防組織の業務に関する事項				○			31	—	—	自営防衛組織を設置している場合のみ記載
-----------------	--	--	--	---	--	--	----	---	---	---------------------

13 【備蓄物資・非常持ち出し品等】

備蓄物資		○				○	17	77.85.86	8.38～39	
非常用持ち出し品・重要書類						○		76	8.41	
ライフラインの対応策						○		84	37	

14 【保護者との連携】

保護者との連携、説明・共有	○	○			○	○	15	79～82	3～4	
児童の引き渡しについて	○	○			○			83	4.27	

15 【職員研修等】

災害に対する研修・講習の実施及び計画の作成	○				○		—	87	—	
計画の検証			○	○	○	○	12.19	—	—	
全職員での共有	○	○	○	○	○	○	12	—	—	
マニュアルによる可視化	○		○	○	○	○	2～3.12	—	—	

2 臨時休園と保育再開の判断基準

(大阪市内の保育所等における災害時対応ガイドライン参照)

2-1 臨時休園の判断基準

風水害、高潮、地震、津波、計画運休等の場合、その他 それぞれについて、臨時休園の判断基準を記します。 ➡本編 1 p.2～3

●風水害の場合の臨時休園判断基準

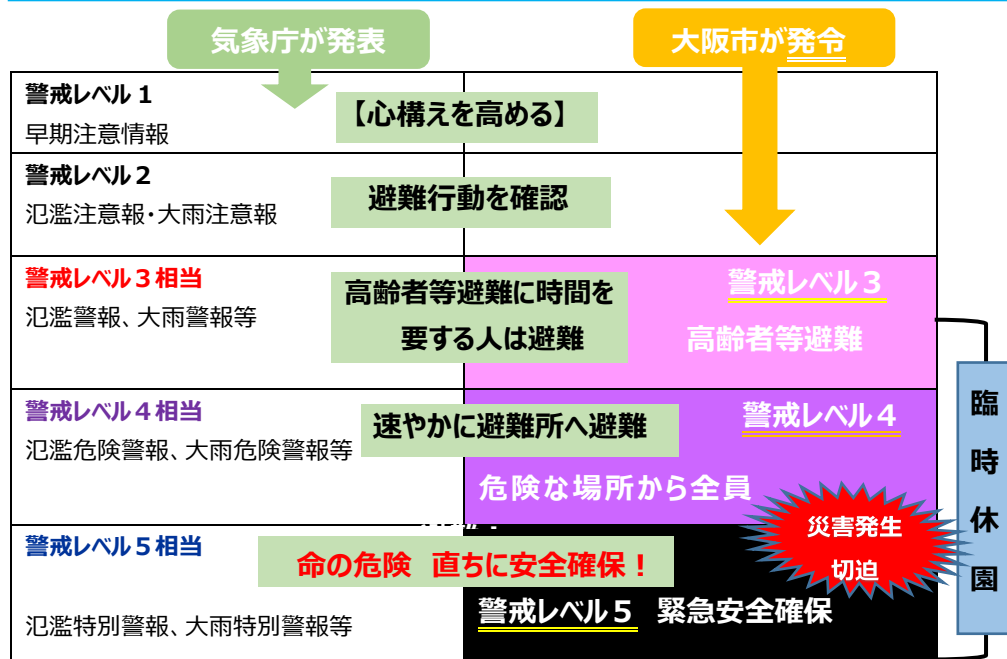
○警報（暴風・暴風雪）・危険警報（大雨・土砂災害・高潮）・特別警報（大雨・高潮・暴風・暴風雪・大雪・波浪）発表【気象庁】

- ◆保育開始前に発生：臨時休園
- ◆保育時間中に発生：臨時休園とし、保護者にお迎えを依頼

○河川氾濫「警戒レベル3（高齢者等避難）」発令【大阪市】**該当区域に所在する保育所等が対象**

- ◆保育開始前に発生：該当区域は臨時休園
- ◆保育時間中に発生：該当区域は臨時休園とし、保護者にお迎えを依頼
児童全員の引き渡し完了するまでは、施設内の安全が確保できる場所で保育を継続

水害時における警戒レベルについては、「気象庁の発表」と「大阪市の発令」がある。
臨時休園となるのは、大阪市から「警戒レベル3」が発令されている場合！
（気象庁の警戒レベル3相当の発表では、臨時休園にはならない）



記録的な台風が近づいているとき（高潮）について

記録的な台風が近づいているときに、大阪市から高潮に関する自主避難の呼びかけがあった場合は、臨時休園とする。

避難の方法（高潮）

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000508582.html>



●地震の場合の臨時休園判断基準

市内24区のいずれか1区でも震度5弱以上を観測した場合

- ◆保育開始前に発生：当日は臨時休園
- ◆保育終了後に発生：翌日は臨時休園
- ◆保育時間中に発生：臨時休園とし、保護者にお迎えを依頼

児童全員の引き渡し完了するまでは、施設内の安全が確保できる場所で保育を継続状況に応じて安全な場所へ避難することも必要！

●津波の場合の臨時休園判断基準

〇「津波警報」「大津波警報」発表に伴う避難指示発令【大阪市】

避難指示該当区域に所在する保育所等が対象

【避難指示該当区】北区・都島区・福島区・此花区・中央区・西区・港区・大正区・浪速区・西淀川区・淀川区・旭区・城東区・鶴見区・住之江区・住吉区・西成区

- ◆保育開始前に発令：避難指示該当区域は臨時休園
- ◆保育時間中に発令：避難指示該当区域は臨時休園
 - ・直ちに所定の避難ビルまたは3階以上の安全な場所へ避難
 - ・安全を確保したのち、保護者に連絡し、お迎えを依頼する。
 - ・児童全員の引き渡し完了するまで、保育を継続する。
 - ・想定される浸水の深さに合わせて安全な場所へ避難することも必要！

●計画運休の場合の臨時休園判断基準

JR環状線及びOsaka Metro全線が運休の場合（計画運休を含む）

- ◆開園前に運休：災害などを起因としての運休、始発から計画運休が予定されている場合は、臨時休園
- ◆保育時間中：保育を継続（計画運休が予定されている場合はお迎えを依頼）

ただし、JR環状線及びOsaka Metro全線が運休の場合（計画運休を含む）でも、職員体制が確保できる場合は臨時休園としない。

●その他の場合の臨時休園判断基準

◆建物等に甚大な被害が発生し、安全な保育が提供できない場合は臨時休園

風水害等、ある程度発生が予測される災害については、事前に保護者に対応を周知しておきましょう。また臨時休園時の連絡の方法も決めておきます。

➡保護者向け掲示文案、メール配信文案 p.79～82 資料 18～21

2-2 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

以下の情報が発表された場合は、最新の情報に注意しながら保育を継続します。

地震発生から 最短2時間後	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)
(最短) 2時間程度	- 日頃からの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難するための準備 - 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある住民は事前避難 	日頃からの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難するための準備 	大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。 
1週間(※)	日頃からの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難するための準備	大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。 	
2週間	大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。		

※ 通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過したときまで

内閣府 防災情報のページより

「南海トラフ地震臨時情報」とは、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に、気象庁から発表される情報です。

情報名の後にキーワードが付記され、南海トラフ地震臨時情報（調査中）等の形で情報発表されます。

南海トラフ地震 臨時情報

発表条件

- 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
- 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

キーワード

調査中	■ 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
巨大地震警戒	■ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	■ 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評価した場合 ■ 想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生したと評価した場合 ■ ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
調査終了	■ 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

内閣府 防災情報のページより

→南海トラフ地震臨時情報 https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/nteq/info_criterion.html

2-3 保育再開の基準

風水害、高潮、地震、津波、計画運休等の場合、その他 それぞれについて、保育再開の判断基準を記します。

警報等の発令や災害の発生により臨時休園した場合は、次の基準に基づき速やかに保育を再開します。いったん臨時休園とした当日も、児童の受け入れ態勢を整え、可能な限り保育の提供に努めることとします。

→本編 1 p.3

保育再開の基準

○津波・風水害の場合

- ・避難情報、警報が解除
- ・施設及び施設周辺の安全確認
- ・ライフラインの状況確認
- ・職員体制の確保

○地震の場合

- ・施設及び施設周辺の安全確認
- ・ライフラインの状況確認
- ・職員体制の確保

○計画運休等の場合

- ・職員体制の確保

○その他の場合

- ・施設及び施設周辺の安全確認
- ・ライフラインの状況確認
- ・職員体制の確保

速やかに開園

●保育再開の基準

通常保育を行うことができない場合でも、原則、臨時休園した翌日（翌日が日曜日・祝日の場合は翌開園日）は、使用可能な施設の範囲及び職員体制の確保ができる範囲で、規模を縮小してでも保育を再開する。

3 防災マニュアルの見直しについて

「大阪市内の保育所等における災害時対応ガイドライン（令和8年6月改正（補記あり））」

3. 基本的な対応方針

保育所等は、保護者が就労などにより家庭で保育できない児童を保育することを目的とする施設であり、災害時においても、特に医療関係者や災害対策・災害復旧等に関する業務に従事する保護者の児童については、保育の提供が求められる。

そのため、児童の安全確保を最優先としたうえで、災害時においても、施設及び施設周辺の安全確認と児童を受け入れるための職員体制の確保に努め、規模を縮小してでも可能な限り開園することを原則とする。

（本編 1 p.1）

- ◆ 周辺の状況、地形を把握し、起こりうる災害の可能性を知り、施設にあった災害対策をしましょう。 p.69 資料 8
- ◆ 職員一人ひとりが防災マニュアルの内容を理解しておきましょう。
- ◆ 職員一人ひとりが災害に対する対処法を経験しておきましょう。
- ◆ 防災マニュアルでは想定しづらい状況に対して、的確な判断ができるように準備しておきましょう。
- ◆ 防災マニュアルの作成後に、施設にあった内容に改善するために PDCA サイクルを活用しましょう。（防災点検と避難訓練を実施した後は、必ず職員ミーティングを開いて、普段の保育では気づかない課題を明らかにして解決策を話し合い、その内容を防災マニュアルに反映しましょう）

【PDCA サイクルのモデル】



4 業務継続計画（BCP : Business Continuity Plan）

地震等の自然災害など不測の事態が発生しても、重要な事業を中止させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことを業務継続計画（以下、BCPという）と呼びます。

非常災害対策計画書・避難確保計画・防災マニュアルに加えて、BCP作成に必要な項目は次のとおりです。

※感染症関係については別途お示しします。

I 総則

1 想定するリスク

自然災害（地震、風水害等）等について、業務継続のための非常時対策の発動の基準となるリスク想定を記載します。

【記載例】

本園は、大阪市北区中之島に位置し、Osaka メトロ・京阪電車淀屋橋駅下車すぐの、土佐堀川と堂島川に挟まれた中洲に立地している。

園舎は 1986 年（昭和 61 年）に完成し、地上 8 階建てである。

施設の耐震性は満たしている。

また、淀川の洪水時・雨水出水（内水氾濫）・南海トラフ巨大地震発生による津波発生時に避難が必要な施設には定められていないが、高潮発生時には、旧淀川流域等河川の氾濫による 1 階床上（0.5m～3m 未満・1 階床上～軒下浸水）および地下階の浸水被害が想定される。

➡p.21「非常災害対策計画の記入例」 2 施設の立地条件

2 策定の目的

「施設の職員や保護者とともに子どもの安全を確保し業務を継続する体制を整える」といった、本 BCP を策定する目的を記載します。

【記載例】

施設の機能の維持、早期復旧、再開にむけ、施設の職員や保護者とともに子どもの安全を確保し、業務を継続する体制を整える。

3 本計画の位置づけ

施設で既に策定している消防計画、非常災害対策計画、避難確保計画など、他の非常時・災害時の対応についての計画と、本 BCP との関係〔災害時等の非常時に業務を継続するために必要な業務を明確化するもの、必要な業務について非常時（ライフラインが制限される状況や職員が少ない状況）に業務継続できるようにするために事前に必要な準備を行うものであること等〕を記載します。

【記載例】

災害時等の非常時に業務を継続するために、必要な業務を明確にするものである。

また、必要な業務について、ライフラインが制限されている状況や職員が少ない状況等の非常時に業務継続できるようにするために事前に必要な準備を行うものである。

4 本計画の目標

①利用する子どもの安全の確保・保護者の安全の確保、②子どもの保育・養護を実施する職員の安全の確保、③施設機能の維持、④早期復旧・再開を念頭に本 BCP により達成する目標を記載します。「2 策定の目的」と合わせて記載することも可能です。

【記載例】

2 に合わせて記載

5 本 BCP の主管部門（主任担当者等）

本 BCP の策定、実施、検証、見直しを担当する部門、担当者の役職等を記載します。

【記載例】

施設長、主任、担当者 等

II 事前対策

1 地域との連携の推進【安全計画にも必要】

施設のある地域の地区防災計画、施設・法人と地域との防災協定、福祉避難所の指定等があればその内容を記載し、大阪市、町会、自治会等との防災面での地域との連携を推進していくこと等を記載します。

【記載例】

町会や自治会等主催の防災訓練に保育施設として参加する。

➡p.69 資料 7 地域の協力施設・協力者リスト（例）

2 防災組織の体制構築【非常災害対策計画、避難確保計画、防災マニュアル、安全計画にも必要】

施設における非常時の防災組織の①組織図、②役割分担、③担当者、④代行者等を記載します。

施設における非常時の防災組織の①組織図、②役割分担、③担当者、④代行者等を記載した一覧表を作成する。

➡p.64 資料 1 災害時の組織体制と役割分担表（例）

3 職員の安否確認

職員の安否確認を速やかに行うこと、職員の安否確認の方法、体調管理の方法等を記載します。

【記載例】

・職員の安否確認

資料 4「職員員緊急連絡網」により確認

(電話、メール、保育補助管理システム等複数の手段を確保している)

・職員の体調管理

過度の負担を避けるため、ローテーション行う

職員の休憩スペースを確保する

➡p.66 資料 4 ○○保育園 職員連絡先一覧 (例) により確認する

4 人員確保

施設へのアクセス状況が悪化している場合を想定した職員の参集の可否、職員の参集ルール、夜間の発災時の人員不足への対応、人手不足の場合の対応、人的応援・物的応援の受入れ方針・体制等を記載します。

【記載例】

・同一法人内での支援体制有

・職員の参集ルール等については、資料 2,3,5 を参考に作成してください。

➡p.65 資料 2 保育者等の休日・夜間等の参集基準表 (例)

➡p.65 資料 3 休日・夜間等、保育時間外の参集後の対応表 (例)

➡p.67 資料 5 職員移動時間一覧 (例)

5 保護者との連携【防災マニュアルにも必要】

施設内の子どもの無事を確認して保護者に状況を報告するための伝達方法、保護者へ事前に周知することや周知方法等を記載します。

【記載例】

・施設からの一斉送信 ・保育補助システム ・NTT 災害伝言ダイヤル

・NTT 災害用伝言インターネット ・自施設や地域施設への掲示

等、複数の連絡方法を保護者に事前に周知する

6 関係各所との連携・情報収集【非常災害対策計画、防災マニュアル、安全計画にも必要】

災害発生時の関係各所への連絡先、情報収集先を洗い出して記載します。

災害発生時の関係各所への連絡先、情報収集先の一覧表を作成する。

➡p.30「非常災害対策計画の記入例」 10関係機関との連携体制

➡p.22「非常災害対策計画の記入例」 3 災害に関する情報の入手方法

7 入退館管理

非常時に施設内にいる子どもや保護者を把握するため、入館者の管理方法等について検討して記載します。

【記載例】

該当なし 等

8 非常時に優先的に実施する業務

非常時に優先的に実施する業務（「生命維持のための業務（排泄・食事・医療的配慮等）」、「防寒・防暑対策」、「宿泊対応」等）を災害発生タイムラインに応じて整理して記載します。

【記載例】

利用することもと職員の安全を確保し、生命維持のための支援を最優先とする。

➡p.58BCP 資料 1 非常時に優先的に実施する業務（例）

9 施設のリスク

（１）立地条件【非常災害対策計画、安全計画にも必要】

大阪市が公表しているハザードマップなどを活用し、施設の立地条件、災害時のリスク等を記載します。

【記載例】

本園は、大阪市北区中之島に位置し、Osaka メトロ・京阪電車淀屋橋駅下車すぐの、土佐堀川と堂島川に挟まれた中洲に立地している。

園舎は 1986 年（昭和 61 年）に完成し、地上 8 階建てである。

施設の耐震性は満たしている。

また、淀川の洪水時・雨水出水（内水氾濫）・南海トラフ巨大地震発生による津波発生時に避難が必要な施設には定められていないが、高潮発生時には、旧淀川流域等河川の氾濫による 1 階床上（0.5m～3m 未満・1 階床上～軒下浸水）および地下階の浸水被害が想定される。

➡p.21「非常災害対策計画の記入例」 2 施設の立地条件

(2) 避難場所、避難経路【非常災害対策計画、防災マニュアルにも必要】

避難場所の安全性の確認状況、複数の避難場所の想定、避難経路の安全性の確認状況、複数の避難経路の想定等を記載します。

- ・避難場所について：安全性の確認状況、複数の避難場所を想定し記載する。
- ・避難経路について：安全性の確認状況、複数の避難経路を想定し記載する。

⇒p.29「非常災害対策計画の記入例」 6 避難場所

⇒p.29「非常災害対策計画の記入例」 7 避難経路

⇒p.72 資料 11 避難経路図（例）

(3) 避難誘導【非常災害対策計画、避難確保計画、防災マニュアルにも必要】

施設を利用する子どもの状況に適した避難誘導の方法等を記載します。

【記載例】

自分自身で歩けない子どもは、おんぶひも・ベビーカー・避難車を利用する。

(4) ライフラインの対応策

停電、断水、ガス停止の際の対応策を記載します。

【記載例】

停電：ランタン等に対応、カイロ（冬季）冷却用グッズ（夏季）を使用する。

ガス：カセットコンロ等を活用する。

水道：備蓄していた飲料水を利用する。

自治体の給水拠点などで給水を受ける。

⇒p.84 資料 24 災害発生直後の確認・対応フローチャート（例）

(5) 備蓄品【防災マニュアルにも必要】

優先業務を最低3日間継続できるための食料品、医薬品、寝具といった備蓄品を備蓄すること、定期的に点検すること、対象となる備蓄品、保管場所、備蓄量、調達先等を記載します。

備蓄品の一覧表（種類、保管場所、備蓄量、調達先、点検時期が確認できるもの）を作成する。

⇒p.77 資料 16 備蓄物資リスト（例）

(6) 非常用の持ち出し品・重要書類

非常用の持ち出し品・重要書類を確認し、非常時に持ち出せるようにしておくこと、持ち出す品・書類やその量等を記載します。

非常用持ち出し品・重要書類の一覧表を作成する。

⇒p.76 資料 15 非常持ち出し品リスト〔避難時〕（例）

Ⅲ BCP 発動時の対策

自然災害発生時の対応

1 地震

(1) 発災時の時間経過別の対応【非常災害対策計画、防災マニュアルにも必要】

本計画で想定しているリスクに該当する程度の地震の発生から時間経過別の対応について記載します。

地震の発生から時間経過別の対応について記載する。

業務継続のための対策についても記載しておく。

→p.59 BCP 資料 2 地震発災時の時間経過別の対応（例）

(2) 災害時の地域ニーズへの対応

施設が使用できる際、地域での救援活動が求められる場合の実施内容について記載します。

【記載例】

福祉避難所等の指定を受けている場合や、指定を締結している場合は記載する。（なければ不要）

2 風水害

(1) 事前の対策【非常災害対策計画、避難確保計画、防災マニュアルにも必要】

気象情報などから情報を入手し、災害発生の可能性や避難の必要性を検討することを記載します。また、行政の気象情報を理解し、避難のタイミング等を事前に検討し、記載します。ほか、風水害時等への事前の備えを行う場合も記載します。

・情報入手方法、避難のタイミング等を事前に検討し、記載する。

→本編「非常災害対策計画の記入例」 5 避難を開始する時期、判断基準、避難誘導（参照 p.23）
【洪水の場合】【高潮の場合】【内水氾濫の場合】【津波の場合】のとり

・風水害等に対して事前に備えを行う場合について記載する。

→資料編 p.10（1）風水害への対策

(2) 発災時の時間経過別の対応

施設が被災する可能性のある災害が発災した場合の時間経過別の対応について記載します。

風水害に関する注意報が発令されたら、気象情報に注意し、施設周辺の状況からリスクを検討し、施設が被災する可能性があると判断した場合、業務継続のための対策を開始する。

風水害等、施設が被災する可能性のある災害について、発災から時間経過別の対応について記載する。

業務継続のための対策についても記載しておく。

→p.61 BCP 資料 3 風水害発災時の時間経過別の対応（例）

(3) 災害時の地域ニーズへの対応

施設が使用できる際、地域での救援活動が求められる場合の実施内容について記載します。

【記載例】

福祉避難所等の指定を受けている場合や、指定を締結している場合は記載する。(なければ不要)

IV BCPの検証

BCPに基づき計画した事項の実施、計画の周知・教育、災害ケースに応じた訓練（避難訓練）の実施、その上でBCPの課題の洗い出し、見直し・改善等のBCPの更新を行うことについて記載します。

【記載例】

・PDCA サイクルを活用し BCP を検証し、適宜更新する。

➡p.12 防災マニュアルの見直しについて

・訓練内容と BCP 点検・見直しのポイントについては、「避難訓練の事例」のとおり。

➡p.62 BCP 資料 4 避難訓練の事例（訓練内容と BCP 点検・見直しのポイント）

- ・「非常災害対策計画」記入例
- ・「非常災害対策計画」ひな型
(避難確保計画書なし)
- ・「非常災害対策計画」ひな型
(避難確保計画書あり)
- ・「避難確保計画」ひな型
- ・「業務継続計画 (BCP)」資料
- ・その他参考資料

「非常災害対策計画」記入例

〇〇〇〇保育園 非常災害対策計画書（兼避難確保計画書）
（大阪市記入の注意点込み）

or

〇〇〇〇認定こども園 学校防災マニュアル（兼避難確保計画書）
（大阪市記入の注意点込み）

- （1 目的については、各施設に該当する通知または関係法令に基づき、記載する必要があります。）
- （2 施設の立地条件以降の項目は、全ての施設において同様の記載内容となります。）

注意点

各施設において作成されている「非常災害対策計画書」に定めていない項目がある場合は、新たに追加してください。

なお、「避難確保計画」については、令和4年2月から避難確保計画の河川に旧淀川流域等（大川・堂島川・安治川、土佐堀川、木津川、尻無川）が追加されています。新たに追加された地域に該当する施設は作成が必要となりますので大阪市ホームページでご確認ください。

1 目的

保育所（保育所型認定こども園を含む）・地域型保育事業

この計画は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条第1項に基づき、非常災害に対する具体的手順等を示し、緊急時の対応を円滑に行うことを目的とする。

また、水防法第15条の3第1項に基づき、利用者の水害時の円滑かつ迅速な避難を図ることを目的とする。

【幼保連携型・幼稚園型認定こども園】学校防災マニュアル

この計画は、学校保健安全法第29条第1項に基づく危険等発生時対処要領のうち、非常災害に対する具体的手順等を示し、緊急時の対応を円滑に行うことを目的とする。

また、水防法第15条の3第1項に基づき、利用者の水害時の円滑かつ迅速な避難を図ることを目的とする。

2 施設の立地条件

本園は、大阪市北区中之島に位置し、Osaka メトロ・京阪電車淀屋橋駅下車すぐの、土佐堀川と堂島川に挟まれた中洲に立地している。

園舎は1986年（昭和61年）に完成し、地上8階建てである。

施設の耐震性は満たしている。

また、淀川の洪水時・雨水出水（内水氾濫）・南海トラフ巨大地震発生による津波発生時に避難が必要な施設には定められていないが、高潮発生時には、旧淀川流域等河川の氾濫による1階床上（0.5m～3m未満・1階床上～軒下浸水）および地下階の浸水被害が想定される。

JR・Osakaメトロ等の路線および最寄り駅〔運転休止になれば園の開始判断に影響する路線〕、淀川・大和川・神崎川・天竺川・高川・安威川・寝屋川水系、東除川・西除川・旧淀川流域等の河川・上町台地等、それぞれの立地が災害対策上のリスクにどれくらい近いかを詳しく記載してください。

また、高潮発生時、洪水時および雨水出水（内水氾濫）時に浸水想定区域内に所在し、避難が必要な施設として定められているかも明示してください。

なお、避難確保計画の策定が必要な施設とは、大阪市危機管理室ホームページに掲載されている高潮や河川氾濫の水害による浸水想定区域内に所在し、かつ「大阪市地域防災計画資料編（別表）」に定められた施設です。また、各区のホームページに記載のハザードマップも参考にしてください。

水防法改正に伴う要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について

（令和8年5月現在）危機管理室ホームページ

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000409706.html>

3 災害に関する情報の入手方法

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	・テレビ・ラジオ・インターネット（情報提供機関のウェブサイト、おおさか防災ネット等） ・メール（要配慮者利用施設等向けメール〔登録制／大阪市〕、防災情報メール〔登録制／大阪府〕）・スマートフォン（大阪市防災アプリ）
洪水予報	・テレビ・ラジオ・インターネット（情報提供機関のウェブサイト、おおさか防災ネット等） ・メール（緊急速報メール、要配慮者利用施設等向けメール〔登録制／大阪市〕、防災情報メール〔登録制／大阪府〕）・スマートフォン（大阪市防災アプリ）
水位到達情報	テレビのデータ情報・インターネット（河川防災情報／大阪府、川の防災情報／国土交通省）
警戒レベル3以上の情報	防災行政無線・テレビ・ラジオ・インターネット（情報提供機関のウェブサイト）・メール（緊急速報メール、要配慮者利用施設等向けメール〔登録制／大阪市〕、防災情報メール〔登録制／大阪府〕）・スマートフォン（大阪市防災アプリ）

・停電時は、ラジオ・タブレット・携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池・バッテリー等を用意する。

・提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況等、施設内から確認する。

各保育施設等での開園の判断の参考となる、本市の市立小学校・公立保育所等の運営状況については、事前に幼保企画課から情報提供が可能なものはこれまでどおりメール等でも周知いたしますが、災害発災時や夜間等、幼保企画課から迅速な情報提供ができない場合は、本市ホームページや、大阪市危機管理室X（エックス）、大阪市LINE@アカウント等でも情報発信を行っていますので、ご活用ください。

【大阪市危機管理室 X (エックス)】

https://x.com/kikikan_osaka

【大阪市LINE@アカウント】

<https://line.me/R/ti/p/%40quu6826b>

(検索ID: @osakacity)

4 災害時の連絡先及び通信手段の確認

(1) 職員の防災連絡体制及び緊急連絡網

別紙1「職員緊急連絡網」のとおり

(2) 関係先の緊急連絡先一覧

別紙2「防災関係機関等緊急連絡先一覧表」のとおり

(3) 大阪市への発災初期の被災状況の報告方法

「児童福祉施設等災害時情報共有システム」により報告

(4) 利用児童と保護者との緊急連絡先一覧

「利用児童緊急連絡先」のとおり（各施設で作成）

職員間や関係者との連絡体制の整備を行っていただくとともに、児童の保護者との連絡体制についても確立いただきますようお願いします。

また、本市への連絡方法（児童福祉施設等災害時情報共有システム）の記載も忘れずにお願いします。

5 避難を開始する時期、判断基準、避難誘導

【地震・火災等の場合】

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 □近隣の建物で火災が発生 □地震が発生したが、施設内外の被害が少なく、施設建物の耐震性に不安がないと判断された	消火活動・近隣の被災状況等の情報収集	情報収集伝達要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 □施設内で火災が発生 □施設が倒壊の危険がある □近隣の建物の倒壊や、延焼などの危険性がある	119番で消防機関への通報	情報収集伝達要員
		消火器等による初期消火	消火要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への協力依頼	情報収集伝達要員
		施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

【洪水の場合】

本施設がある場所で浸水が想定されている河川

河川名	浸水深	観測地点名
川	m	地点
川	m	地点
川	m	地点

※「川の防災情報（国管理河川）」や「大阪府河川防災情報（大阪府管理河川）」等で河川水位情報をご確認の上、避難行動等にご活用ください。

洪水時は、以下の体制をとる。警戒体制で児童の避難誘導を実施する。

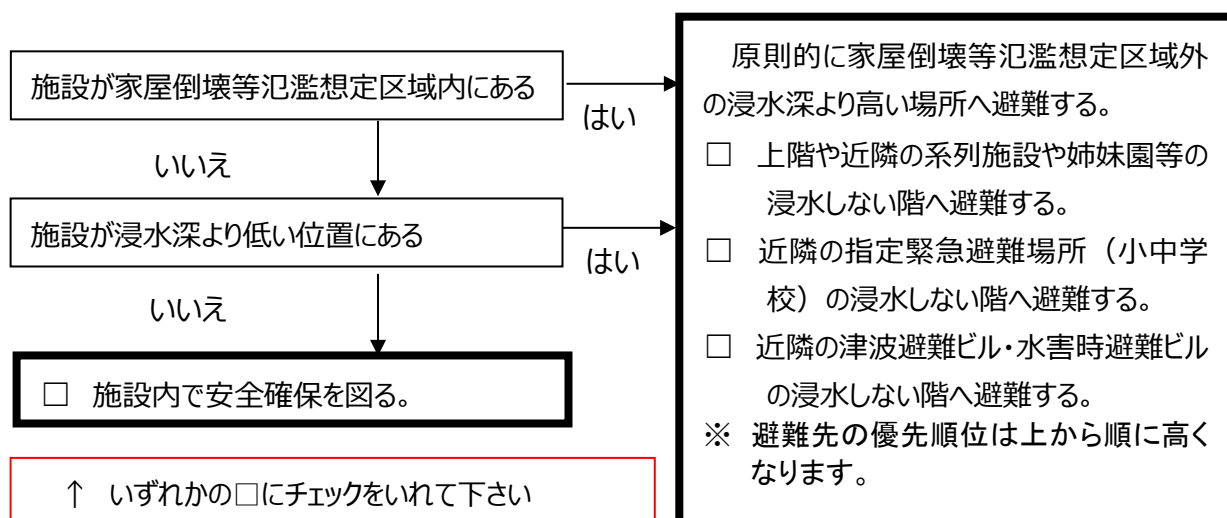
	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 □洪水注意報発表 □上表に記載した河川において 氾濫注意報発表	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 □警戒レベル3の発令 □洪水警報発表 □上表に記載した河川において 氾濫警報発表	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		児童の避難誘導開始	避難誘導要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 □警戒レベル4,5の発令 □上表に記載した河川において 氾濫危険警報、氾濫特別警報 発表	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

上記の河川名と各河川にある水位観測所地点名は以下のとおりです。

淀川・・・枚方観測所地点
大和川・・・柏原観測所地点
神崎川・・・三国観測所地点
天竺川・・・天竺川橋観測所地点
高川・・・水路橋観測所地点

安威川・・・・・・・・千歳橋観測所地点
寝屋川水系・・・・・・・・京橋観測所地点
東除川・・・・・・・・大堀上小橋観測所地点
西除川・・・・・・・・布忍橋観測所地点
旧淀川流域等の河川・・・京橋観測所地点
(大川・堂島川・安治川、土佐堀川、木津川、尻無川)

洪水時、当施設は以下の避難誘導（対応）を行う。



洪水時の避難場所は、（ ：住所 ）とする。
 避難場所までの避難経路は、別紙 5「避難経路図」のとおりである。
 浸水する恐れのある階や施設からの退出が完了した時点で、未避難者を確認する。

【避難誘導の判断基準】浸水深と建物の関係

浸水深（0.5m未満）	一般的に床下浸水の深さであり屋内で安全の確保が可能。ただし、周り比べて低い土地では必要に応じて別の安全な場所へ避難
浸水深（0.5～3m未満）	施設が 2 階以上であれば屋内で安全確保 施設が 1 階であれば別の安全な場所へ避難
浸水深（3～5m未満）	施設が 3 階以上であれば屋内で安全確保 施設が 2 階以下であれば別の安全な場所へ避難
浸水深（5～10m未満）	施設が 5 階以上であれば屋内で安全確保 施設が 4 階以下であれば別の安全な場所へ避難
家屋倒壊等氾濫想定区域	浸水深に関わらず区域内であれば、原則的に区域外の安全な場所へ避難

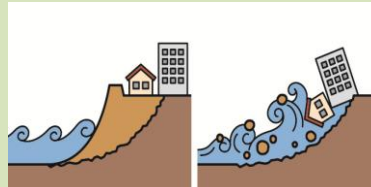
家屋倒壊等氾濫想定区域では、以下のような被害を想定しています

【氾濫流】



流速が速いため、木造施設は倒壊する恐れがあります。

【河岸浸食】



地面が削られ、建物ごと崩落する恐れがあります。

【高潮の場合】（令和 4 年 12 月に追加）

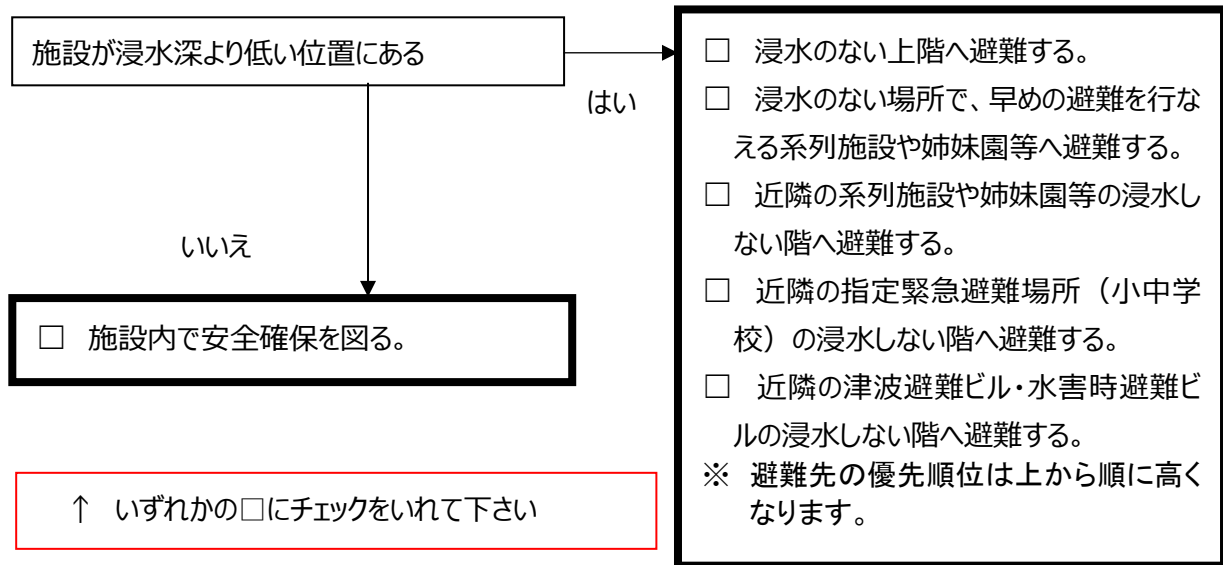
高潮時は、以下の体制をとる。警戒体制で児童の避難誘導を実施する。

高潮の想定浸水深	～ m
----------	-----

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	【台風最接近 5 日前から】 以下に該当する場合 ☐ 台風が発生し、暴風警戒域が大阪市域にかかる予測がされた場合	気象予報等の情報収集	情報収集伝達要員
自主避難体制	【台風最接近の概ね 12 時間～48 時間前】 以下のいずれかに該当する場合 ☐ 大阪府知事より、「府民へのメッセージ」が発表 ☐ 大阪市から自主避難情報の呼びかけ	大阪府・大阪市からの防災情報収集	情報収集伝達要員
		営業開始前の場合	
		休園の決定	情報収集伝達要員
		営業開始後の場合	
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		児童の避難誘導	避難誘導要員
		休園の決定	避難誘導要員
		施設内全体の避難誘導	避難誘導要員
警戒体制	【台風最接近の概ね 6 時間～12 時間前】 以下に該当する場合 ☐ 警戒レベル 3 の発令	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		児童の避難誘導	避難誘導要員
非常体制	以下に該当する場合 ☐ 警戒レベル 4, 5 の発令	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

※自主避難体制で、避難が完了できなくとも時間帯などを考慮し、避難できる体制が整い次第、随時避難を実施する。

高潮発生時、当施設は以下の避難誘導（対応）を行う。



高潮時の避難場所は、（ ：住所 ）とする。
 避難場所までの避難経路は、別紙 5「避難経路図」のとおりである。
 浸水する恐れのある階や施設からの退出が完了した時点で、未避難者を確認する。

【内水氾濫の場合】

内水氾濫時は、以下の体制をとる。警戒体制で児童の避難誘導を実施する。

内水氾濫の想定浸水深		～ m	
	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ☐ 大雨又は台風に関する気象情報発表 ☐ 大雨注意報発表	気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ☐ 大雨警報発表	気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		児童の避難誘導開始	避難誘導要員

内水氾濫時、当施設は以下の避難誘導（対応）を行う。

- ☒ 自施設内で安全確保を図る
- ☐ 避難場所を設定する（ ：住所 ）

避難場所までの避難経路は、別紙 5「避難経路図」のとおりである。

浸水する恐れのある階や施設からの退出が完了した時点で、未避難者を確認する。

※ 警戒レベルについて

内閣府の「避難勧告等ガイドライン」改定により、大阪市でも令和元年 6 月より、従来の「避難勧告」等の避難情報を「警戒レベル」による発信の形に変更しており、警戒レベル 3 で、児童等の避難に時間を要する方とその支援者の方の避難の開始、その他の方は避難の準備となっています。

詳細は大阪市ホームページ『警戒レベルによる避難情報の発信をはじめます』を参考にして下さい。

U R L : <https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000471539.html>

【津波の場合】

津波時は、以下の体制をとる。非常体制で要配慮者を含めた施設内全体の避難誘導を実施する。

津波の浸水深	～	m
--------	---	---

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ☐ 津波注意報	津波に対する情報収集	情報収集伝達要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ☐ 津波警報 ☐ 大津波警報（特別警報）	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

津波時、当施設は以下の避難誘導（対応）を行う。

- ☐ 自施設内で安全確保を図る
- ☐ 避難場所を設定する（ ：住所 ）

避難場所までの避難経路は、別紙「避難経路図」のとおりである。

浸水する恐れのある階や施設からの退出が完了した時点で、未避難者を確認する。

いざ避難が必要な事態に陥った場合、災害発生状況がそれぞれの施設により異なること・一刻を争う状況が想定されることから、行政から各災害について個別の指示を行うことは現実的にできません。

したがって、避難の判断は、基本的には各法人・各園で、事前の計画に基づいて行っていたかなければなりません。その前提で、記載内容をご検討ください。

保育施設等では、避難に時間を要することから、高潮、洪水や内水氾濫で浸水想定区域に指定されている施設は、【警戒レベル3】が発令されたら、避難を開始してください。

ただし、「避難」とは、必ずしも避難所に避難することだけでなく、例えば水害ハザードマップ上での浸水の想定の高さに応じて、施設の3階以上など、施設内での安全な場所で待機することも可能です。

【警戒レベル3】等が発令されていなくても、突発的な災害の場合、大阪市からの避難情報が間に合わないこともあるため、身の危険を感じる場合は避難を開始してください。

6 避難場所

広域避難場所： ○○公園 等 (住所：大阪市○○区……)

一時避難場所： ○○小学校 (住所：大阪市○○区……)

津波避難ビル等： ○○ビル 等 (住所：大阪市○○区……)

災害時避難所： ○○小学校 (住所：大阪市○○区……)

施設内の安全な場所等： 園内3階教室 等

災害の種類	地震	火災
避難場所	○○小学校校庭	○○福祉センター
所要時間	徒歩○○分 車○分	徒歩○○分 車○分
距離	○○m	○○m

大阪市ホームページ等で、上記避難場所等を確認してください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000012054.html> (一覧表)

<https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/osakacity/PositionSelect?mid=3> (マップナビおさか)

立地条件・児童数等を考慮し、できる限り複数の場所をあらかじめ指定しておくことが重要です。

なお、事態の切迫性によっては、施設の耐震性や浸水の想定の高さに応じて、施設の3階以上（垂直避難）など、施設内での安全な場所を避難場所とすることも可能です。

7 避難経路

別紙3「避難経路図」に基づく。

不測の事態に備え、所定の避難場所までの複数の避難経路を設定してください。その際、所要時間も記載するようにしてください。

8 避難方法

〇〇小学校へ避難する場合

徒歩・自動車・バス・避難車・等

(〇歳児・・・徒歩、〇歳児・・・避難車 等)

利用児童の年齢や発達に応じた避難方法をあらかじめ検討しておいてください。

9 災害時の人員体制、指揮系統

別紙4「職員招集・参集基準」のとおり

ア 総括責任者は、参集基準に基づき職員を招集し、職員は総括責任者の指示に基づき行動する。

イ 職員は、参集基準に基づき自主的に参集し、統括責任者の指示に基づき行動する。

事前に、職員の災害時の参集方法、役割分担を決めておいてください。

特に、「4 避難を開始する時期、判断基準」で、情報収集伝達要員・避難誘導要員等の役割が設定されていることから、施設内緊急連絡網において、各対応要員を割り当てておくことが重要です。

なお、各施設で消防計画を策定されているかと思いますが、消防計画でも同様の役割が設定されていると思いますので、各施設で既に設定されている表現（通報連絡班等）に置き換えていただいても構いません。

また、緊急時の総括責任者を定めて命令権限を一元化するとともに、命令を受ける班単位のリーダーも定めるなど、指揮系統を整備してください。

10 関係機関との連携体制

・災害時協定（仮称）に基づき、〔地域団体名〕等と協力し、災害時における利用児童及び地域住民の避難等において協力を行う。等

・〔地域団体名〕と年に1回、防災訓練を共同で実施。

各施設において、日頃から地域の避難訓練への参加や、地域活動協議会とのやりとり等、協力関係を築いていただいていると思いますが、非常時に連携ができるような関係があれば記載してください。

11 避難の確保を図るための設備・資器材等の整備

情報収集伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材は、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおり。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

【避難確保資器材等一覧】

活動の区分	使用する設備・資器材
情報収集伝達	テレビ・ラジオ・タブレット・ファックス・携帯電話・懐中電灯・乾電池・携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿・案内旗・タブレット・携帯電話・懐中電灯・携帯用拡声器・電池式照明器具・乾電池・携帯電話バッテリー 施設内一時避難のための水・食糧・寝具・防寒具

12 防災教育及び訓練の実施

毎年 月または採用時に新規採用の従業員を対象とした研修を実施する。

毎年 月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

↓ 13 については自衛水防組織を設置しているときにのみご記入下さい

13 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置した場合のみ記載）

（１）別紙「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

（２）自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

①毎年 月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。

②毎年 月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

（３）自衛水防組織の報告

自衛水防組織を組織または変更したときは、遅滞なく、当該事項を市町村長へ報告する。

これで避難確保計画の策定は終了です。

計画を作成（変更）した場合は、下記の要領により提出（報告）を行ってください。
また、提出の際には、以下のセルフチェックシートを活用して、内容をご確認ください。

（１）提出先

・【郵送または窓口持参】

大阪市危機管理室分室

住所 大阪市北区中之島 1-3-20 5階

電話 6208-8841

※郵送による提出も受け付けていますが、必ず必要料金分の切手を貼った返信用封筒を同封してください。

・【メール】

hinan-kakuho-keikaku@city.osaka.lg.jp

※ご提出いただいた避難確保計画書は、受付印を押印の上、副本をメールまたは郵送にて返送します。

郵送による返送をご希望の場合は、必要料金分の切手を貼った返信用封筒もご提出ください。

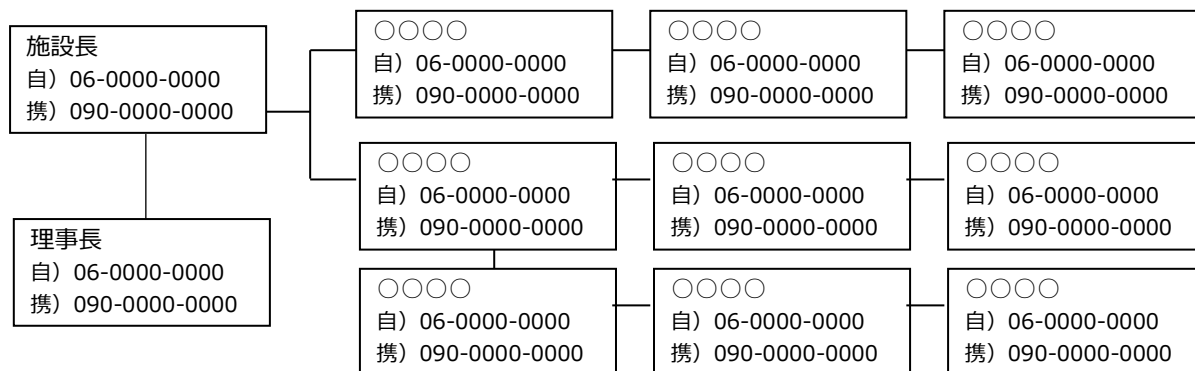
(2) 提出物

- ・避難確保計画作成(変更)報告書
 - ・避難確保計画
 - ・水害に対する避難確保計画セルフチェックシート
- 各2部、ご提出をお願いします。(メールの場合は1部を送信)

* 上記様式は、以下のホームページにあります。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000409706.html> (大阪市危機管理室)

【別紙1】職員緊急連絡網



職員の連絡先及び緊急連絡網は個人情報ですので、日常の管理には十分注意してください。
 なお、既存の職員名簿等で代用できる場合は、その添付で差し支えありません。

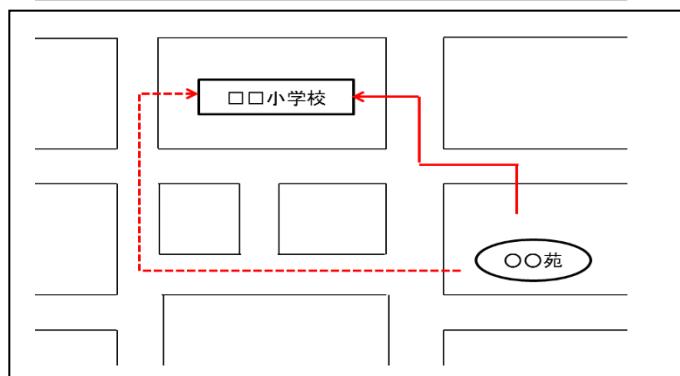
【別紙2】「防災関係機関等緊急連絡先一覧表」

区分		機関名	電話番号	FAX番号	メールアドレス
行政 機関	消防	〇〇消防署	06-0000-0000	06-0000-0000	〇〇@〇〇
	警察	〇〇警察署	06-0000-0000	06-0000-0000	〇〇@〇〇
	市	大阪市役所 (こども青少年局幼保企画課)	06-6208-8031	06-6202-6963	kodomo- data@city.osaka.lg.jp
	区	〇〇区役所 (保健福祉課)	06-0000-0000	06-0000-0000	〇〇@〇〇
ライフ ライン	電気	〇〇電力〇〇営業所	06-0000-0000	06-0000-0000	〇〇@〇〇
	ガス	〇〇ガス〇〇営業所	06-0000-0000	06-0000-0000	〇〇@〇〇
	水道	大阪市水道局	06-0000-0000	06-0000-0000	〇〇@〇〇
	電話	NTT西日本〇〇支店	06-0000-0000	06-0000-0000	〇〇@〇〇
	インターネット		06-0000-0000	06-0000-0000	
協力 機関	〇〇自治会	会長 〇〇さん	06-0000-0000	06-0000-0000	〇〇@〇〇
	自主防災組織	代表 〇〇さん	06-0000-0000	06-0000-0000	〇〇@〇〇
	嘱託医	〇〇医院	06-0000-0000	06-0000-0000	〇〇@〇〇
	協力福祉施設	〇〇園	06-0000-0000	06-0000-0000	〇〇@〇〇
取引 先	給食関係	〇〇給食センター	06-0000-0000	06-0000-0000	〇〇@〇〇
	設備関係	〇〇メンテナンス	06-0000-0000	06-0000-0000	〇〇@〇〇

各施設で十分に検討の上、作成してください。
 なお、既存の緊急連絡先名簿等で代用できる場合は、その添付で差し支えありません。

【別紙 3】避難経路図 （＊介護施設の例をそのまま利用しています。）

(1) 避難場所への避難経路



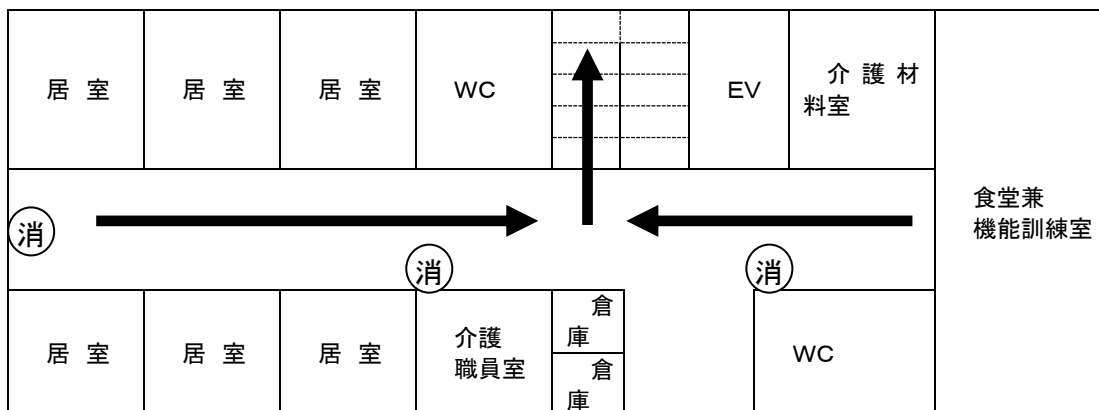
← 避難経路①
← 避難経路②

＜留意事項＞
避難経路①は、・・・・
・・・・・・
・・・・・・。
避難経路②は、・・・・
・・・・・・
・・・・・・。

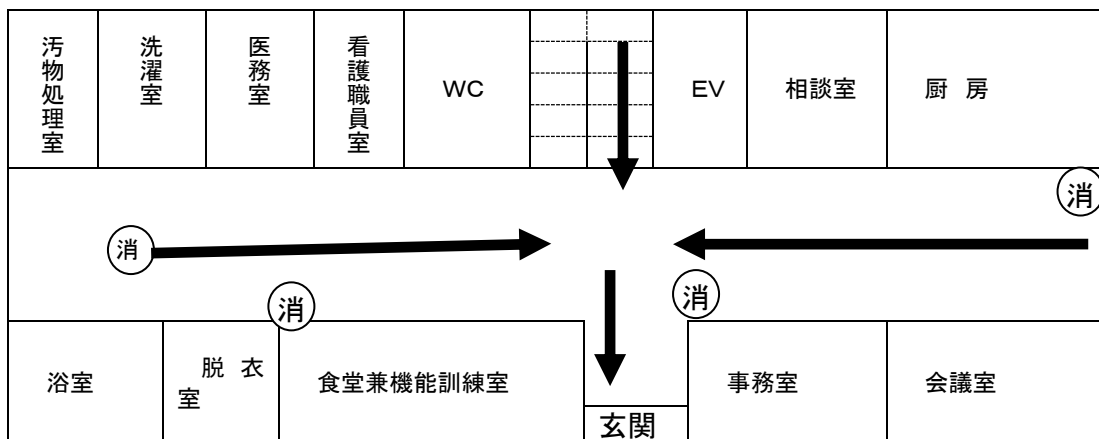
※各施設で利用者の実情や各災害の特性に応じて作成してください。

(2) 施設内の避難経路

2階



1階



消 消火器 → 避難経路

※各施設で利用者の実情に応じて作成してください。

【別紙4】職員招集・参集基準

(1) 災害時の参集

職員参集基準

参集体制	参集基準	対象職員
警戒参集体制	①大阪市内に大雨、暴風、暴風雪、洪水警報が1以上発表されたとき ②大阪市内で震度5弱の地震が発生したとき	・総括責任者及び情報収集伝達要員の班長は施設に出勤すること
非常参集体制	①大阪市内に相当規模の災害の発生が予測され、その対策を要するとき ②大阪市内に災害が発生し、その規模及び範囲等から早急な対策を要するとき ③大阪市内で震度5強以上の地震が発生したとき ④その他、総括責任者が必要と認めるとき	・総括責任者及び各班の班長は施設に出勤すること ・その他の職員は、家族等の安全が確保され次第出勤すること

各施設で利用者の実情に応じて作成してください。
 既存のものがあれば、それで代用して構いません。

(2) 役割分担

- ・総括責任者 ◎◎◎◎(不在時の代行者 ××××)
- ・情報連絡伝達班班長 ○○○○(不在時の代行者 ●●●●)
- ・消火班班長 ◇◇◇◇(不在時の代行者 ◆◆◆◆)
- ・避難誘導班班長 △△△△(不在時の代行者 ▲▲▲▲)

「非常災害対策計画」ひな型（避難確保計画書なし）

〇〇〇〇保育園 非常災害対策計画書（避難確保計画書なし）

or

〇〇〇〇認定こども園 学校防災マニュアル（避難確保計画書なし）

「非常災害対策計画」ひな型
（避難確保計画書なし）

1 目的

保育所（保育所型認定こども園を含む）・地域型保育事業

この計画は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条第1項に基づき、非常災害に対する具体的手順等を示し、緊急時の対応を円滑に行うことを目的とする。

また、水防法第15条の3第1項に基づき、水害時の円滑かつ迅速な避難を図ることを目的とする。

【幼保連携型・幼稚園型認定こども園】学校防災マニュアル

この計画は、学校保健安全法第29条第1項に基づく危険等発生時対処要領のうち、非常災害に対する具体的手順等を示し、緊急時の対応を円滑に行うことを目的とする。

また、水防法第15条の3第1項に基づき、水害時の円滑かつ迅速な避難を図ることを目的とする。

2 施設の立地条件

3 災害に関する情報の入手方法

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ・ラジオ・インターネット（情報提供機関のウェブサイト）
洪水予報	緊急速報メール・インターネット（情報提供機関のウェブサイト）・大阪市要配慮者使用施設向け配信メール【登録制】
水位到達情報	テレビのデータ情報・インターネット（情報提供機関のウェブサイト）
避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急） 【警戒レベル3以上の情報】	防災行政無線・テレビ・ラジオ・インターネット（情報提供機関のウェブサイト）・緊急速報メール・大阪市要配慮者使用施設向け配信メール【登録制】

- ・停電時は、ラジオ・タブレット・携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池・バッテリー等を用意する。
- ・提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況等、施設内から確認する。

4 災害時の連絡先及び通信手段の確認

- (1) 職員の防災連絡体制及び緊急連絡網
別紙1「職員緊急連絡網」のとおり
- (2) 関係先の緊急連絡先一覧
別紙2「防災関係機関等緊急連絡先一覧表」のとおり
- (3) 大阪市への被災状況の報告方法
「児童福祉施設等災害時情報共有システム」により報告
- (4) 利用児童と保護者との緊急連絡先一覧
「利用児童緊急連絡先」のとおり（各施設で作成）

5 避難を開始する時期、判断基準

【火災等の場合】

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 □近隣の建物で火災が発生 □地震が発生したが、施設内外の被害が少なく、施設建物の耐震性に不安がないと判断された	消火活動・近隣の被災状況等の情報収集	情報収集伝達要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 □施設内で火災が発生 □施設が倒壊の危険がある □近隣の建物の倒壊や、延焼などの危険性がある	119番で消防機関への通報	情報収集伝達要員
		消火器等による初期消火	消火要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への協力依頼	情報収集伝達要員
		施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

【津波の場合】

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 □津波注意報	津波に対する情報収集	情報収集伝達要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 □津波警報 □大津波警報(特別警報)	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

6 避難場所

広域避難場所： ○○公園 等 (住所：大阪市○○区……)
 一時避難場所： ○○小学校 (住所：大阪市○○区……)
 津波避難ビル等： ○○ビル 等 (住所：大阪市○○区……)
 災害時避難所： ○○小学校 (住所：大阪市○○区……)
 施設内の安全な場所等： 園内3階教室 等

災害の種類	地震	水害	火災
避難場所	○○小学校校庭	○○小学校体育館	○○福祉センター
所要時間	徒歩○○分 車○分	徒歩○○分 車○分	徒歩○○分 車○分
距離	○○m	○○m	○○m

7 避難経路

別紙5「避難経路図」に基づく。

8 避難方法

○○小学校へ避難する場合
 徒歩・自動車・バス・避難車・等
 (○歳児…徒歩、○歳児…避難車 等)

9 災害時の人員体制、指揮系統

別紙6「職員招集・参集基準」のとおり

ア 総括責任者は、参集基準に基づき職員を招集し、職員は総括責任者の指示に基づき行動する。

イ 職員は、参集基準に基づき自主的に参集し、統括責任者の指示に基づき行動する。

10 関係機関との連携体制

災害時協定(仮称)に基づき、〔地域団体名〕等と協力し、災害時における利用児童及び地域住民の避難等において協力を行う。 等

「非常災害対策計画」ひな型（避難確保計画書あり）

〇〇〇〇保育園 非常災害対策計画書（兼避難確保計画書）

or

〇〇〇〇認定こども園 学校防災マニュアル（兼避難確保計画書）

1 目的

保育所（保育所型認定こども園を含む）・地域型保育事業

この計画は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条第1項に基づき、非常災害に対する具体的手順等を示し、緊急時の対応を円滑に行うことを目的とする。

また、水防法第15条の3第1項に基づき、水害時の円滑かつ迅速な避難を図ることを目的とする。

【幼保連携型・幼稚園型認定こども園】学校防災マニュアル

この計画は、学校保健安全法第29条第1項に基づく危険等発生時対処要領のうち、非常災害に対する具体的手順等を示し、緊急時の対応を円滑に行うことを目的とする。

また、水防法第15条の3第1項に基づき、水害時の円滑かつ迅速な避難を図ることを目的とする。

2 施設の立地条件

3 災害に関する情報の入手方法

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	・テレビ・ラジオ・インターネット（情報提供機関のウェブサイト、おおさか防災ネット等） ・メール（要配慮者利用施設等向けメール[登録制／大阪市]、防災情報メール[登録制／大阪府]）・スマートフォン（大阪市防災アプリ）
洪水予報	・テレビ・ラジオ・インターネット（情報提供機関のウェブサイト、おおさか防災ネット等） ・メール(緊急速報メール、要配慮者利用施設等向けメール[登録制／大阪市]、防災情報メール[登録制／大阪府]）・スマートフォン（大阪市防災アプリ）
水位到達情報	テレビのデータ情報・インターネット（河川防災情報／大阪府、川の防災情報／国土交通省）
警戒レベル 3 以上の情報	防災行政無線・テレビ・ラジオ・インターネット（情報提供機関のウェブサイト）・メール(緊急速報メール、要配慮者利用施設等向けメール[登録制／大阪市]、防災情報メール[登録制／大阪府]）・スマートフォン（大阪市防災アプリ）

・停電時は、ラジオ・タブレット・携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池・バッテリー等を用意する。

・提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況等、施設内から確認する。

4 災害時の連絡先及び通信手段の確認

（１）職員の防災連絡体制及び緊急連絡網

別紙 1「職員緊急連絡網」のとおり

（２）関係先の緊急連絡先一覧

別紙 2「防災関係機関等緊急連絡先一覧表」のとおり

（３）大阪市への被災状況の報告方法

「児童福祉施設等災害時情報共有システム」により報告

（４）利用児童と保護者との緊急連絡先一覧

「利用児童緊急連絡先」のとおり（各施設で作成）

5 避難を開始する時期、判断基準、避難誘導

【地震・火災等の場合】

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 □近隣の建物で火災が発生 □地震が発生したが、施設内外の被害が少なく、施設建物の耐震性に不安がないと判断された	消火活動・近隣の被災状況等の情報収集	情報収集伝達要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 □施設内で火災が発生 □施設が倒壊の危険がある □近隣の建物の倒壊や、延焼などの危険性がある	119番で消防機関への通報	情報収集伝達要員
		消火器等による初期消火	消火要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への協力依頼	情報収集伝達要員
		施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

【洪水の場合】

本施設がある場所で浸水が想定されている河川

河川名	浸水深	観測地点名
川	m	地点
川	m	地点
川	m	地点

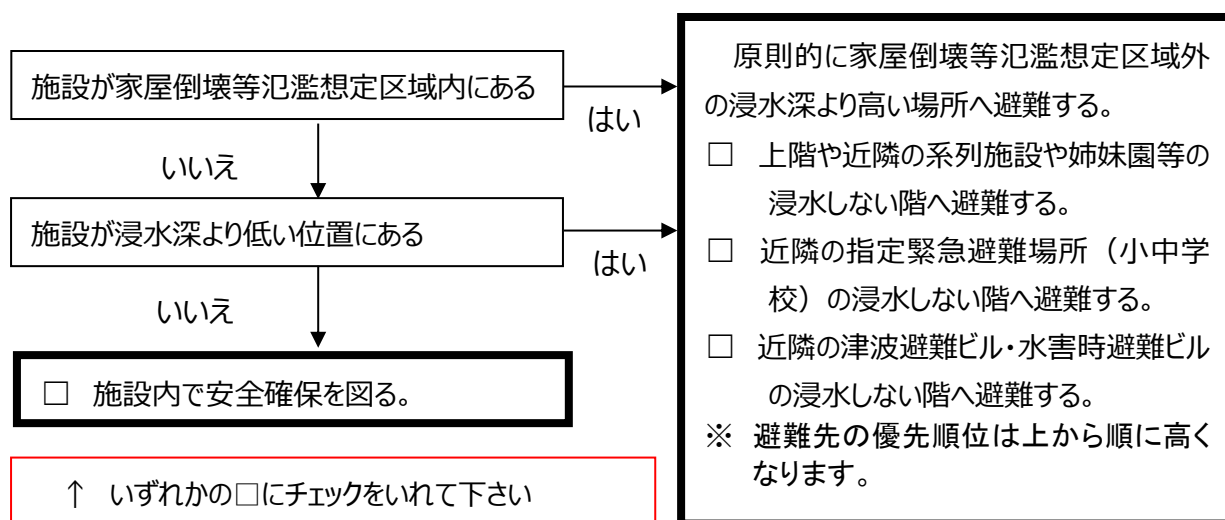
※「川の防災情報（国管理河川）」や「大阪府河川防災情報（大阪府管理河川）」等で河川水位情報をご確認の上、避難行動等にご活用ください。

洪水時は、以下の体制をとる。警戒体制で児童の避難誘導を実施する。

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ☐ 洪水注意報発表 ☐ 上表に記載した河川において 氾濫注意報発表	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ☐ 警戒レベル3の発令 ☐ 洪水警報発表 ☐ 上表に記載した河川において 氾濫警報発表	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		児童の避難誘導開始	避難誘導要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ☐ 警戒レベル4,5の発令 ☐ 上表に記載した河川において 氾濫危険警報、氾濫特別警報 発表	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

「非常災害対策計画」ひな型
(避難確保計画書あり)

洪水時、当施設は以下の避難誘導（対応）を行う。



洪水時の避難場所は、（ ：住所 ）とする。

避難場所までの避難経路は、別紙 5「避難経路図」のとおりである。

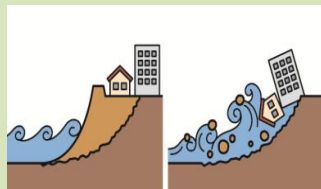
浸水する恐れのある階や施設からの退出が完了した時点で、未避難者を確認する。

【避難誘導の判断基準】浸水深と建物の関係

浸水深（0.5m未満）	一般的に床下浸水の深さであり屋内で安全の確保が可能。ただし、 周りと比べて低い土地では必要に応じて別の安全な場所へ避難
浸水深（0.5～3m未満）	施設が2階以上であれば屋内で安全確保 施設が1階であれば別の安全な場所へ避難
浸水深（3～5m未満）	施設が3階以上であれば屋内で安全確保 施設が2階以下であれば別の安全な場所へ避難
浸水深（5～10m未満）	施設が5階以上であれば屋内で安全確保 施設が4階以下であれば別の安全な場所へ避難
家屋倒壊等氾濫想定区域	浸水深に関わらず区域内であれば、原則的に区域外の安全な場所へ避難

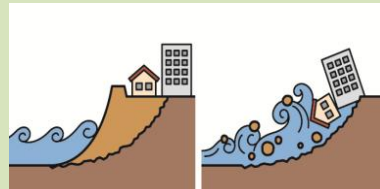
家屋倒壊等氾濫想定区域では、以下のような被害を想定しています

【氾濫流】



流速が速いため、木造施設は倒壊する恐れがあります。

【河岸浸食】



地面が削られ、建物ごと崩落する恐れがあります。

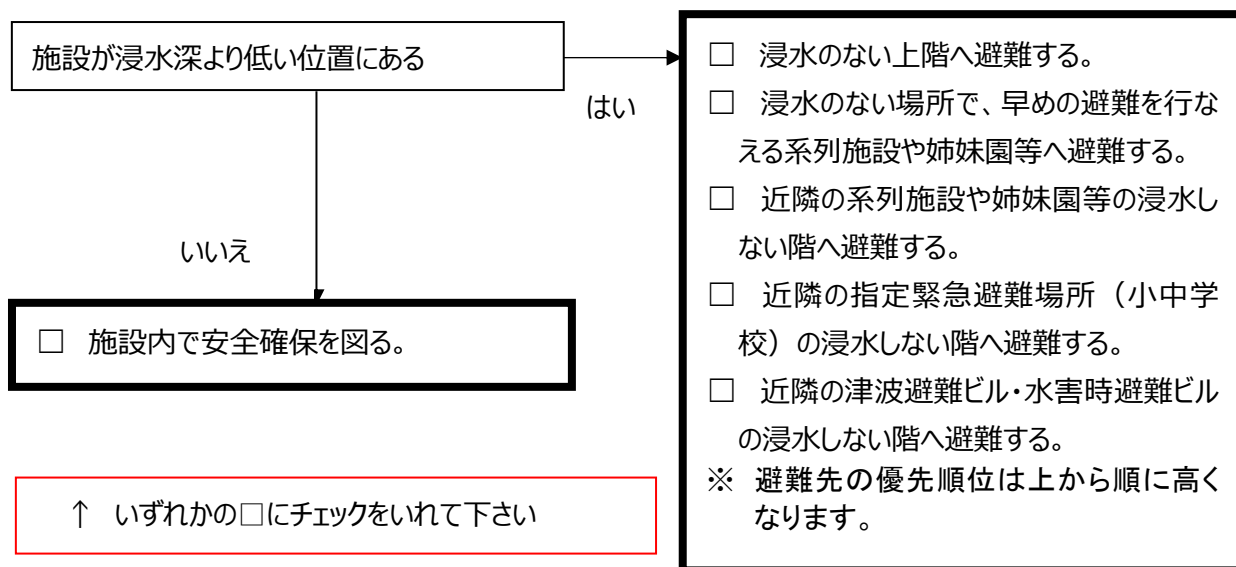
【高潮の場合】（令和 4 年 12 月に追加）

高潮時は、以下の体制をとる。警戒体制で児童の避難誘導を実施する想定浸水深	～ m
--------------------------------------	-----

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	【台風最接近 5 日前から】 以下に該当する場合 ☐ 台風が発生し、暴風警戒域が大阪市域にかかる予測がされた場合	気象予報等の情報収集	情報収集伝達要員
自主避難体制	【台風最接近の概ね 12 時間～48 時間前】 以下のいずれかに該当する場合 ☐ 大阪府知事より、「府民へのメッセージ」が発表 ☐ 大阪市から自主避難情報の呼びかけ	大阪府・大阪市からの防災情報収集	情報収集伝達要員
		営業開始前の場合	
		休園の決定	情報収集伝達要員
		営業開始後の場合	
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		児童の避難誘導	避難誘導要員
		休園の決定	避難誘導要員
		施設内全体の避難誘導	避難誘導要員
警戒体制	【台風最接近の概ね 6 時間～12 時間前】 以下に該当する場合 ☐ 警戒レベル 3 の発令	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		児童の避難誘導	避難誘導要員
非常体制	以下に該当する場合 ☐ 警戒レベル 4, 5 の発令	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

※自主避難体制で、避難が完了できなくとも時間帯などを考慮し、避難できる体制が整い次第、随時避難を実施する。

高潮発生時、当施設は以下の避難誘導（対応）を行う。



高潮時の避難場所は、（ ：住所 ）とする。
 避難場所までの避難経路は、別紙 5「避難経路図」のとおりである。
 浸水する恐れのある階や施設からの退出が完了した時点で、未避難者を確認する。

【内水氾濫の場合】

内水氾濫時は、以下の体制をとる。警戒体制で児童の避難誘導を実施する。

内水氾濫の想定浸水深	 ~ m
------------	---

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ☐ 大雨又は台風に関する気象情報発表 ☐ 大雨注意報発表	気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ☐ 大雨警報発表	気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		児童の避難誘導開始	避難誘導要員

内水氾濫時、当施設は以下の避難誘導（対応）を行う。

- ☐ 自施設内で安全確保を図る
- ☐ 避難場所を設定する（ ：住所 ）

避難場所までの避難経路は、別紙 5「避難経路図」のとおりである。

浸水する恐れのある階や施設からの退出が完了した時点で、未避難者を確認する。

※ 警戒レベルについて

内閣府の「避難勧告等ガイドライン」改定により、大阪市でも令和元年 6 月より、従来の「避難勧告」等の避難情報を「警戒レベル」による発信の形に変更しており、警戒レベル 3 で、児童等の避難に時間を要する方とその支援者の方の避難の開始、その他の方は避難の準備となっています。

詳細は大阪市ホームページ『警戒レベルによる避難情報の発信をはじめます』を参考にして下さい。

URL： <https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000471539.html>

【津波の場合】

津波時は、以下の体制をとる。非常体制で要配慮者を含めた施設内全体の避難誘導を実施する。

津波の浸水深	 m
--------	---

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ☐ 津波注意報	津波に対する情報収集	情報収集伝達要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ☐ 津波警報 ☐ 大津波警報（特別警報）	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

津波時、当施設は以下の避難誘導（対応）を行う。

- ☐ 自施設内で安全確保を図る
- ☐ 避難場所を設定する（ ：住所 ）

避難場所までの避難経路は、別紙「避難経路図」のとおりである。

浸水する恐れのある階や施設からの退出が完了した時点で、未避難者を確認する。

6 避難場所

広域避難場所： ○○公園 等 (住所：大阪市○○区……)
 一時避難場所： ○○小学校 (住所：大阪市○○区……)
 津波避難ビル等： ○○ビル 等 (住所：大阪市○○区……)
 災害時避難所： ○○小学校 (住所：大阪市○○区……)
 施設内の安全な場所等： 園内 3 階教室 等

災害の種類	地震	火災
避難場所	○○小学校校庭	○○福祉センター
所要時間	徒歩○○分 車○分	徒歩○○分 車○分

7 避難経路

別紙 5「避難経路図」に基づく。

8 避難方法

○○小学校へ避難する場合
 徒歩・自動車・バス・避難車・ 等
 (○歳児…徒歩、○歳児…避難車 等)

9 災害時の人員体制、指揮系統

別紙 6「職員招集・参集基準」のとおり

- ア 総括責任者は、参集基準に基づき職員を招集し、職員は総括責任者の指示に基づき行動する。
- イ 職員は、参集基準に基づき自主的に参集し、統括責任者の指示に基づき行動する。

10 関係機関との連携体制

災害時協定（仮称）に基づき、〔地域団体名〕等と協力し、災害時における利用児童及び地域住民の避難等において協力を行う。 等

11 避難の確保を図るための設備・資器材等の整備

情報収集伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材は、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおり

これらの資機材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

【避難確保資器材等一覧】

活動の区分	使用する設備・資器材
情報収集伝達	テレビ・ラジオ・タブレット・ファックス・携帯電話・懐中電灯・乾電池・携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿・案内旗・タブレット・携帯電話・懐中電灯・携帯用拡声器・電池式照明器具・乾電池・携帯電話バッテリー 施設内一時避難のための水・食糧・寝具・防寒具

12 防災教育及び訓練の実施

毎年 月 にまたは採用時に新規採用の従業員を対象とした研修を実施する。

毎年 月 に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

↓ 13 については自衛水防組織を設置しているときにのみご記入下さい

13 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置した場合のみ記載）

（１）別紙「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

（２）自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

①毎年 月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。

②毎年 月 に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

（３）自衛水防組織の報告

自衛水防組織を組織または変更したときは、遅滞なく、当該事項を市町村長へ報告する。

「避難確保計画」ひな型

施設名(

)水害時の避難確保計画

1 目的

この計画は、水防法第 15 条の 3 第 1 項に基づくものであり、本施設の利用者の水害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

3 防災体制 及び 避難誘導

【洪水の場合】

本施設がある場所で浸水が想定されている河川

河川名	浸水深	観測所名
川	m	地点
川	m	地点
川	m	地点

各河川の観測所名一覧

※避難情報等(防災情報)の発表に際し、大阪市域では判断の基準となる観測所が以下に定められています。

河川名	淀川	大和川	神崎川・天竺川・高川・安威川
観測所名	枚方地点	柏原地点	三国地点・天竺川橋地点・水路橋地点・千歳橋地点

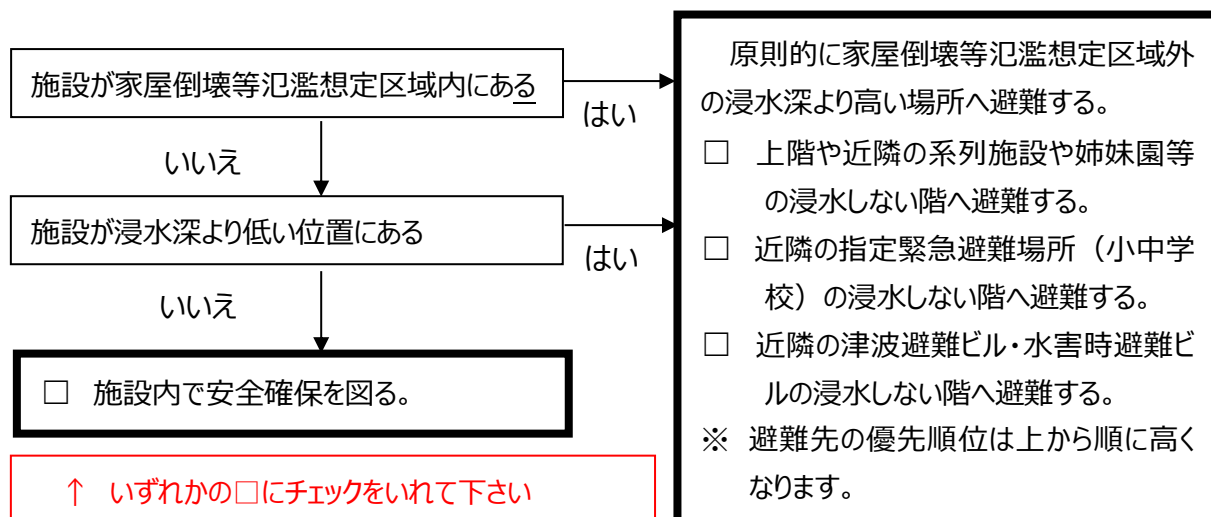
河川名	寝屋川水系(寝屋川・第二寝屋川・平野川・平野川分水路・古川)	東除川・西除川	旧淀川流域等(大川・堂島川・安治川・土佐堀川・木津川・尻無川)
観測所名	京橋地点	大堀上小橋地点・布忍橋地点	京橋地点

※「川の防災情報(国管理河川)」や「大阪府河川防災情報(大阪府管理河川)」等で河川水位情報をご確認の上、避難行動等にご活用ください。

洪水時は、以下の体制をとる。警戒体制で要配慮者の避難誘導を実施する。

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ☐ 洪水注意報発表 ☐ 上表に記載した河川において 氾濫注意報発表	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ☐ 警戒レベル3の発令 ☐ 洪水警報発表 ☐ 上表に記載した河川において 氾濫警報発表	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		児童の避難誘導開始	避難誘導要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ☐ 警戒レベル4,5の発令 ☐ 上表に記載した河川において 氾濫危険警報、氾濫特別警報 発表	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

洪水時、当施設は以下の避難誘導（対応）を行う。



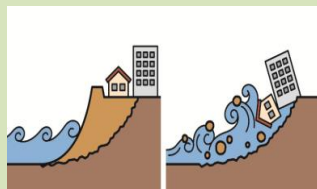
洪水時の避難場所は、（ ：住所 ）とする。
 避難場所までの避難経路は、別紙「避難経路図」のとおりである。
 浸水する恐れのある階や施設からの退出が完了した時点で、未避難者を確認する。

【避難誘導の判断基準】浸水深と建物の関係

浸水深（0.5m未満）	一般的に床下浸水の深さであり屋内で安全の確保が可能。ただし、周りと比べて低い土地では必要に応じて別の安全な場所へ避難
浸水深（0.5～3m未満）	施設が2階以上であれば屋内で安全確保 施設が1階であれば別の安全な場所へ避難
浸水深（3～5m未満）	施設が3階以上であれば屋内で安全確保 施設が2階以下であれば別の安全な場所へ避難
浸水深（5～10m未満）	施設が5階以上であれば屋内で安全確保 施設が4階以下であれば別の安全な場所へ避難
家屋倒壊等氾濫想定区域	浸水深に関わらず区域内であれば、原則的に区域外の安全な場所へ避難

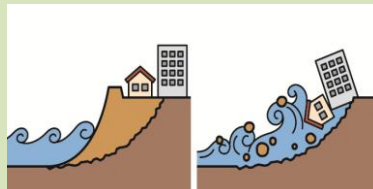
家屋倒壊等氾濫想定区域では、以下のような被害を想定しています。

【氾濫流】



流速が速いため、木造施設は倒壊する恐れがあります。

【河岸浸食】



地面が削られ、建物ごと崩落する恐れがあります。

【高潮の場合】

高潮時は、以下の体制をとる。自主避難体制で要配慮者の避難誘導を実施する。

高潮の想定浸水深	～ m
----------	-----

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	【台風最接近 5 日前から】 以下に該当する場合 ☐ 台風が発生し、暴風警戒域が 大阪市域にかかる予測がされ た場合	気象予報等の情報収集	情報収集伝達要員
自主避難体制	【台風最接近の概ね 12 時間～ 48 時間前】 以下のいずれかに該当する場合 ☐ 大阪府知事より、「府民へのメ ッセージ」が発表 ☐ 大阪市から自主避難情報の 呼びかけ	大阪府・大阪市からの防災情報 収集	情報収集伝達要員
		営業開始前の場合	
		休園の決定	情報収集伝達要員
		営業開始後の場合	
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		児童の避難誘導	避難誘導要員
		休業の決定	避難誘導要員
		施設内全体の避難誘導	避難誘導要員
警戒体制	【台風最接近の概ね 6 時間～ 12 時間前】 以下に該当する場合 ☐ 警戒レベル 3 の発令	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		家族等への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		児童の避難誘導	避難誘導要員
非常体制	以下に該当する場合 ☐ 警戒レベル 4, 5 の発令	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

※自主避難体制で、避難が完了できなくとも時間帯などを考慮し、避難できる体制
が整い次第、随時避難を実施する。

【内水氾濫の場合】

内水氾濫時は、以下の体制をとる。警戒体制で児童の避難誘導を実施する。

内水氾濫の想定浸水深	～ m
------------	-----

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ☐ 大雨警報発表	気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		児童の避難誘導開始	避難誘導要員

内水氾濫時、当施設は以下の避難誘導（対応）を行う。

☐ 自施設内で安全確保を図る

☐ 避難場所を設定する（ ：住所 ）

避難場所までの避難経路は、別紙 5「避難経路図」のとおりである。

浸水する恐れのある階や施設からの退出が完了した時点で、未避難者を確認する。

※ 警戒レベルについて

内閣府の「避難勧告等ガイドライン」改定により、大阪市でも令和元年 6 月より、従来の「避難勧告」等の避難情報を「警戒レベル」による発信の形に変更しており、警戒レベル 3 で、高齢者等の避難に時間を要する方とその支援者の方の避難の開始、その他の方は避難の準備となっています。

詳細は大阪市ホームページ『警戒レベルによる避難情報の発信をはじめます』を参考にして下さい。

U R L : <https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000471539.html>

【津波の場合】

津波時は、以下の体制をとる。非常体制で児童を含めた施設全体の避難誘導を実施する。

津波の浸水深	～ m
--------	-----

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ☐ 津波注意報	津波に対する情報収集	情報収集伝達要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ☐ 津波警報 ☐ 大津波警報（特別警報）	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

避難誘導

- ☐ 自施設内で安全確保を図る
- ☐ 避難場所を設定する（ ：住所 ）

避難場所までの避難経路は、別紙 5「避難経路図」のとおりである。

浸水する恐れのある階や施設からの退出が完了した時点で、未避難者を確認する。

4 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	・テレビ・ラジオ・インターネット（情報提供機関のウェブサイト、おおさか防災ネット等） ・メール（要配慮者利用施設等向けメール[登録制／大阪市]、防災情報メール[登録制／大阪府]）・スマートフォン（大阪市防災アプリ）
洪水予報	・テレビ・ラジオ・インターネット（情報提供機関のウェブサイト、おおさか防災ネット等） ・メール(緊急速報メール、要配慮者利用施設等向けメール[登録制／大阪市]、防災情報メール[登録制／大阪府]）・スマートフォン（大阪市防災アプリ）
水位到達情報	テレビのデータ情報・インターネット（河川防災情報／大阪府、川の防災情報／国土交通省）
警戒レベル3以上の情報	防災行政無線・テレビ・ラジオ・インターネット（情報提供機関のウェブサイト）・メール(緊急速報メール、要配慮者利用施設等向けメール[登録制／大阪市]、防災情報メール[登録制／大阪府]）・スマートフォン（大阪市防災アプリ）

- ・ 停電時は、ラジオ・タブレット・携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池・バッテリー等を用意する。
- ・ 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況等、施設内から確認する。

(2) 情報伝達

- ・ 別紙「体制ごとの施設内緊急連絡網（平日用・休日用）」に基づき、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者で共有する。

5 避難の確保を図るための設備・資器材等の整備

情報収集伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材は、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資機材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

【避難確保資器材等一覧】

活動の区分	使用する設備・資器材
情報収集伝達	テレビ・ラジオ・タブレット・ファックス・携帯電話・懐中電灯・乾電池・携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿・案内旗・タブレット・携帯電話・懐中電灯・携帯用拡声器・電池式照明器具・乾電池・携帯電話バッテリー 施設内一時避難のための水・食糧・寝具・防寒具

6 防災教育及び訓練の実施

毎年 月または採用時に新規採用の従業員を対象とした研修を実施する。

毎年 月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する

↓ 7 については自衛水防組織を設置しているときにのみご記入下さい

7 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置した場合のみ記載）

（１）別紙「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

（２）自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

①毎年 月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。

②毎年 月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

（３）自衛水防組織の報告

自衛水防組織を組織または変更したときは、遅滞なく、当該事項を市町村長へ報告する。

避難確保計画作成（変更）報告書

年 月 日 大阪市長 殿 (施設所有者) 住 所 _____ (法人の場合は、名称及び代表者氏名) 氏 名 _____ (施設管理者) 住 所 _____ (法人の場合は、名称及び代表者氏名) 氏 名 _____ 別添のとおり、水防法第 15 条の 3 に基づき、避難確保計画を ☐ 作成 ☐ 変更 したので報告します。			
施 設 の 名 称 (旧名称)			
施 設 の 所 在 地 (旧所在地)			
施 設 の 用 途	☐ 医療施設 ☐ 教育施設 ☐ 高齢者施設 ☐ 保護施設 ☐ 児童福祉施設 ☐ 障がい児・障がい者施設 ☐ その他 ()		
施設人員（最大）	利用者	名	従業員 名
連 絡 先	担 当 者		
	電話番号		
	メールアドレス	@	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 ※印の欄は記入しないこと

水害に対する避難確保計画セルフチェックシート

施設名			
所在地			
連絡先		担 当	

チェック項目				セルフチェック
施設の所在地に以下の被害想定(浸水)がある ※インターネットの「マップナビおおさか」にアクセスし、施設の被害想定(浸水深さ)を確認してください。複数の河川で浸水が想定されている場合もありますので、必ず全ての河川ごとの浸水状況を確認し、津波や内水氾濫についても確認してください。 URL: https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/				☐
QRコード	淀川 ~ m	神崎川・天竺川・高川・安威川 ~ m	大和川 ~ m	
	寝屋川水系 ~ m	東除川・西除川 ~ m	旧淀川流域等 ~ m	
	高潮 ~ m	内水氾濫 ~ m	津波 ~ m	
計画目的に「水害」を想定している				☐
防災体制を定めている				☐
担当職員の情報収集方法や体制を定めている				☐
職員・利用者への情報伝達方法や体制を定めている				☐
警戒レベル3で避難誘導する体制を定めている				☐
避難情報等を収集するための設備や資機材がある				☐
訓練実施を予定している				☐
建物の全階数/施設の利用階層数 (例①5階建て2階部分=5/2 ②3階建の全階=3/全)				/
施設が家屋倒壊等氾濫区域外にあり、かつ浸水深より高い位置にある場合				
施設内で安全確保を図る。				☐
施設が家屋倒壊等氾濫想定区域内にあるか、区域外だが浸水深より低い位置にある場合				
水害時の避難場所への避難誘導計画を定めている				☐
避難誘導がリスク情報を踏まえた実現可能なルートと方法である				☐
郵送の場合は返信用の封筒と必要分の切手の封入を確認した				☐
メールの場合はアドレス【 hinan-kakuho-eikaku@city.osaka.lg.jp 】を確認した				☐

非常時に優先的に実施する業務（例）

災害発生 タイムラ イン目安	発災時	発災当日から数日	発災 3～5日程度	発災から 1週間程度
判断基準	利用する子ども・職 員の安全確保	生命・安全を守る 最低限の業務	生命・安全を継続 的に守る	ほぼ通常どおり
主たる事業 （保育）	施設の子どもがいない場合は臨時休園		施設や施設整備イ ンフラに被害がある 場合は、臨時休園	可能な業務から再 開
情緒安定	声掛け等に対応		体調チェック・声掛けに対応	
トイレ対策 （排泄）	備蓄品や非常用ト イレに対応	備蓄品や非常用ト イレに対応 おむつや汚物の一 時保管場所を決 め、対策する	継続して備蓄品や非常用トイレに対応 水道・電気・排水等が復旧ならば通常の とおり	
宿泊対応	備蓄品で対応			原則利用する子ど もがいないため対 応不要
防寒 避暑対策	冷却グッズ（夏季）やカイロや備蓄品の 断熱シートや新聞紙や布団等（冬季） で対応		電気当が復旧なら、空調を使用 または備蓄品で対応	
引き渡し	子どもの引き渡しの対応			引き渡しまで時間 のかかる児童や引 き渡しできない児 童の対応（こども 相談センターへの 引継ぎ）
食事	備蓄品で対応	備蓄品を活用して 提供（3食・定時 でなくともよい）	ガス等が復旧な ら、できる範囲で調 理したものを提供	原則利用する子ど もがいないため対 応不要
医療体制	応急処置・必要に応じて救急搬送 薬の必要なこどもに与薬		利用することもが いる場合健康確認	通常とおり（必要 な場合に対応）
関連事業 （一時 預かり等）	一時休止	一時休止	一時休止	可能な業務から再 開（主たる事業が 再開した後の対 応）

地震発災時の時間経過別の対応（例）

市内 24 区のいずれか 1 区でも震度 5 弱以上地震が発生したら、業務継続のための対策を開始する。

	施設の対応
① 災害発生	・初動対応：防災組織の立ち上げ（防災組織の体制構築を参照 p. ）情報収集を行う。 ・市内 24 区のいずれか 1 区でも震度 5 弱以上を観測した場合は臨時休園とし、保護者へお迎えを依頼する。ただし児童全員の引き渡し完了するまでは、保育を継続する。（通常時から連絡体制を構築しておく）
② 発災直後に実施すること	・事業を継続できるという判断ができる時は、通常保育を継続する。 ・他への避難が必要な場合は、避難先の安全確認後、避難する。（避難先を掲示しておく） ・安否確認、声かけ（子どもの不安解消に努める） ・負傷者の救護・応援措置（必要に応じ医療機関へ連絡・搬送） ・初期消火
③ 発災～半日程度に実施すること	・通信手段の確保 ・法人や「児童福祉施設等災害時情報共有システムにて」市へ報告 ・職員の安全確認と職員の招集・参集（職員の状況によって参集時間は異なる） ・防災組織の再整備：参集職員の状況により再整備を図る ・利用する子どもの安否確認の集約 ・施設建物・設備の安全確認：施設内の危険箇所を特定しその箇所には立ち入らないようにする。被害がない箇所で必要な場所へアクセスする経路も含めて安全を確保できる場所を、安全ゾーンとして施設内の避難・待機場所とする。 ・業務を通常どおり継続できるかの判断を行う。 ・避難の必要性を検討する。（避難時は通電火災防止のためのブレーカーを切る） ・保護者への連絡。 ・可能な人から順次、保護者への引き渡しを開始する。 （引き渡し時に保護者の安全確保対策を確認し、安全ではないと判断される場合は保護者と子どもと一緒に施設内に待機させ、安全確保を図る）
④ 発災当日に実施すること	・安否確認の継続：職員・子ども・保護者の安否確認を引き続き実施 ・優先する業務の実施：トイレ対策、防寒・避暑対策、食事の手配 ・ライフラインの対策：自家発電・ガスの手配、飲料水の手配 ・子ども・保護者・職員の宿泊スペースの確保 ・施設・設備被害状況の把握：施設建物での業務継続か避難を判断する ・情報収集を行うとともに、施設の状況について法人や「児童福祉施設等災害時情報共有システムにて」市へ報告。 ・可能な人から保護者への引き渡しを継続的に行う。 （引き渡し時に保護者の安全確保対策を確認し、安全ではないと判断される場合は保護者と子どもと一緒に施設内に待機させ、安全確保を図る）
⑤ 発災後 2～3 日に実施すること	・避難した場合は避難先での業務継続のための検討 ・安否確認の継続：職員・子ども・保護者の安否確認を引き続き実施する。 ・優先する業務の実施：トイレ対策、防寒・避暑対策、食事の手配 ・ライフラインの対策：自家発電・ガスの手配、飲料水の手配 ・子ども・保護者・職員の宿泊スペースの確保 ・保護者、法人等、「児童福祉施設等災害時情報共有システムにて」市へ報告への連絡 ・施設建物・設備の被害箇所の確認と記録 ・職員の健康管理・不足職員の人的支援：職員のローテーション等による職員のケアを実施



	・人的支援・物的支援の得対応と地域ニーズの対応
⑥発災後 2～3日 以降に実 施すること	優先する業務や安否確認問合せ対応を継続しつつ、復旧に向けた取組を始める。状況に応じて通常業務を順次再開・拡大する。 【施設及び施設周辺の安全確認、ライフラインの状況確認、職員体制の確保ができ次第、速やかに開園する。 また、通常保育を行うことができない状況でも、臨時休園した翌日は、使用可能な施設の範囲及び職員体制の確保ができる範囲で、規模を縮小してでも保育を再開する。】 通常業務に戻ったら業務継続のための対策を終了する。 ・被災現場の片づけや被災事業資産リストの作成 ・施設建物・設備の点検・修理・修復の手配、施設で業務再開の準備 ・ライフラインの点検・復旧手配、電話やLAN・ネットワーク関係の復旧手配 ・人的支援・物的支援の受け入れ対応と地域ニーズの対応 ・OA機器・備品類の買い替え、買い足しの手配 ・保護者へ引き渡しができない、または引き渡しに時間がかかる子どもの対応について、関係機関へ引き継ぎを行う。

風水害発災時の時間経過別の対応（例）

	施設の対応
①気象庁から 注意報発表	・気象情報に注意し、施設周辺の状況からリスクを検討し、施設が被災する可能性がある場合、業務継続のための対策を開始する。 ・暴風警報、特別警報が発表されたら、施設を臨時休園とすることを、できるだけ早く保護者に情報を伝える。（通常時から連絡体制を構築しておく）
②気象庁から 警報（暴風・暴風雪） 危険警報（大雨・土砂災害・高潮） 特別警報（大雨・高潮・暴風・暴風雪・大雪・波浪） 発表	・暴風・暴風雪警報、危険警報、特別警報が発表され、施設が被災する可能性がある場合、業務継続のための対策を開始する。 ・保育時間中であれば、警報発表後は臨時休園とし、保護者へお迎えを依頼する。ただし、児童全員の引き渡し完了するまでは保育を継続する。（風雨が強くなった場合には、安全になるまで帰宅させず、保護者とともに施設内にとどまるようにする。） ・子どもと職員の安全確保を第一に行動し、必要な場合は、施設内の安全ゾーンへ子どもを誘導し、避難を行う。 ・災害が想定されている区域であれば、避難の判断を行い、必要に応じて避難行動を実施する。 ・浸水のおそれのある地域は、子どもの安全確保のため、早めに避難を開始する。
③気象庁から 警戒情報発表	・大阪市から高齢者等避難が発令されたら、避難所に避難を開始する。ただし、周辺の状況を十分確認し、外に出ることが危険な場合は、施設内の安全ゾーンへ移動する。
④気象庁から 特別警報発表	・災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況であるため、身の安全を確保する。 ・外に出ることが危険な場合は、建物内の安全ゾーンへ移動する。
⑤避難後	①避難先での対応 ・施設の被害状況を確認し、必要であれば復旧作業を行ったうえで、安全が確保された場合は、子どもを施設へ誘導する。（施設までの経路に危険がないかを確認して、安全な経路で施設に戻る） ・引き続き避難が必要な場合は、避難先での業務系青くのための検討をする。 ②保護者への連絡 ・子どもの状況や避難している場合は、避難場所についてあらかじめ定めていた方法で保護者へ情報を共有しておく。
⑥業務再開	・台風や大雨が収まり、施設の安全が確保されたら、通常業務を再開する。 ・避難していた場合は、施設の復旧作業・安全確保が確認された場合、施設で可能な業務から業務を再開する。 【避難情報や警報が解除され、施設及び施設周辺の安全確認、ライフラインの状況確認、職員体制の確保ができ次第、速やかに開園する。 また、通常保育を行うことができない状況でも、臨時休園した翌日は、使用可能な施設の範囲及び職員体制の確保ができる範囲で、規模を縮小してでも保育を再開する。】 通常業務に戻ったら業務継続のための対策を終了する。

避難訓練の事例（訓練内容と BCP 点検・見直しのポイント）

災害の種類	訓練内容	BCPの点検・見直しのポイント
地震…日中の発生	・地震発生時の安全確保 ・安否確認 ・職員参集訓練 ・防災組織の立ち上げ訓練 ・避難訓練（安全ゾーンや避難所への移動） ・保護者との連絡訓練 ・関係各所との連絡訓練	・安全確保：安全確保行動がとれたか ・安否確認：子どもと利用者、職員の安否確認方法は適切か ・防災組織の確認：非常時の役割と分担が適切か ・連絡先一覧：連絡先の過不足の確認 ・連絡フロー確認：適切なフローか ・保護者との連絡方法：スムーズに連絡がとれたかの確認 ・避難方法の検討：子どもの状況に応じた避難方法ができたか ・避難場所・避難経路確認：子どもの避難に適切な避難場所・避難経路か ・備品・非常持ち出し品の過不足：安全確保や避難時に備品や持ち出し品が足りていたか
地震…職員の少ない夕方	・地震発生時の安全確保 ・安否確認 ・職員参集訓練 ・防災組織の立ち上げ訓練 ・避難訓練（安全ゾーンや避難所への移動） ・保護者との連絡訓練 ・関係各所との連絡訓練	上記の地震：日中の発生の点検に記載以外に、以下の項目の点検・見直しを検討します。 ・職員参集：参集が可能か（実際に徒歩で施設までかかる時間を検証） ・防災組織の確認：職員が少ない状態の非常時の役割と分担が適切か
火災発生 地震に伴う	・火災発生時の避難訓練 ・消火訓練 ・防災組織の立ち上げ訓練 ・関係各所・保護者との連絡	上記の地震：日中の発生の点検に記載以外に、以下の項目の点検・見直しを検討します。 ・初期消火ができたか ・火災時の避難行動が適切か
津波発生 地震に伴う	・津波発生時の避難訓練 ・安否確認 ・職員参集訓練 ・防災組織の立ち上げ訓練 ・保護者との連絡訓練 ・関係各所との連絡訓練	上記の地震：日中の発生の点検に記載以外に、以下の項目の点検・見直しを検討します。 ・適切な場所（施設内の高い場所・施設外の高台等の高い場所）へ避難できたか
風水害…台風	・大型台風による水害（近隣の川の氾濫）の避難訓練 ・安否確認 ・職員参集訓練 ・防災組織の立ち上げ訓練 ・保護者との連絡訓練 ・関係各所との連絡訓練	上記の地震：日中の発生の点検に記載以外に、以下の項目の点検・見直しを検討します。 ・適切な場所（浸水に備えて施設内の高い場所・適切な避難場所）へ避難できたか ・避難場所・避難経路確認：台風による大雨や強風時に子どもが移動可能な避難場所・避難経路か

その他参考資料

- 資料 1 災害時の組織体制と役割分担表（例）・安全確認責任者（例）
- 資料 2 保育者等の休日・夜間等の参集基準表（例）
- 資料 3 休日・夜間等、保育時間外の参集後の対応表（例）
- 資料 4 ○○保育園 職員連絡先一覧（例）・職員緊急連絡網
- 資料 5 職員移動時間一覧（例）
- 資料 6 119番への通報（例）
- 資料 7 地域の協力施設・協力者リスト（例）
- 資料 8 大阪市北区○○町を想定した災害の種類（例）
- 資料 9 避難訓練年間計画表（例）
- 資料 10 避難訓練実施記録（例）
- 資料 11 施設内の経路図（例）
- 資料 12 避難先一覧（例）
- 資料 13 施設設備の安全点検チェックリスト（例）
- 資料 14 災害発生時の被害状況把握のためのチェックリスト
- 資料 15 非常持ち出し品リスト〔避難時〕（例）
- 資料 16 備蓄物資リスト（例）
- 資料 17 災害発生時対応フローチャート（例）
- 資料 18 保護者掲示・台風接近に伴う臨時休園について
- 資料 19 保護者掲示・河川氾濫等避難情報の発令による臨時休園について
- 資料 20 保護者掲示・暴風警報・河川氾濫時の保護者向け配信文（例）
- 資料 21 保護者掲示・地震時の保護者向け配信文（例）
- 資料 22 非常時引き渡し（引き取り）カード、引き取り表
- 資料 23 災害時引き取り表（例）
- 資料 24 災害発生直後の確認・対応フローチャート（例）
- 資料 25 備蓄食品一覧（例）
- 資料 26 備蓄物品一覧（例）
- 資料 27 保育所等が行う児童の安全確保に関する取組と実施時期（例）

情報関連 URL・QRコード一覧

災害時の組織体制と役割分担表（例）

資料1

役割	担当	氏名	代行者氏名 (担当不在時)	主な対応
総括本部 防災責任者	施設長 副施設長 主任			・被害状況の把握、避難方法の決定 ・避難経路の確認、避難指示 ・二次災害等の情報収集 ・関係機関への連絡
避難誘導・ 安否確認	担任			・児童の安全確保・指示 ・担当クラスの人員の確認（負傷者等） ・非常持出し品携帯（出席簿、防災リュック等） ・避難経路の確保 ・保護者への連絡、引き渡しなど
救出・ 救護班	看護師 フリー 特別事業			・施設内残留児童の確認（行方不明者の捜索） ・負傷者の救出、応急手当（救急用品常備） ・医療機関への連絡 ・各クラスへの応援
消火班	調理員			・出火防止措置 ガスの元栓を閉める 電気のブレーカーを切る 等 ・初期消火 ・避難補助
食事担当	調理員			・食事の確保 ・非常時の食事の作成
その他				・施設に応じた対応

安全確認責任者（例）

場 所	職員名	場 所	職員名
事務所		調理室	
保育室（クラス名）		調乳室	
保育室（クラス名）		更衣室	
保育室（クラス名）		トイレ（乳児）	
保育室（クラス名）		トイレ（幼児）	
保育室（クラス名）		プレイルーム	
保育室（クラス名）		特別事業（ ）	

※ 安全確認責任者は、被害状況の把握、消火器の位置の把握などを行う。

保育者等の休日・夜間等の参集基準表（例）

配備体制	配置基準		参集者
	風水害	地震・津波	
A 体制	・市域に特別警報（大雨・高潮・暴風・暴風雪・大雪・波浪）が発表されたとき ・災害（河川氾濫・高潮）が発生したとき	・ <u>震度 6 弱</u> 以上 ・大津波 <u>警報</u>	〇〇、〇〇、 〇〇、 〇〇、〇〇、 〇〇
B 体制	・避難情報（河川氾濫・高潮）を発令したとき	・ <u>震度 5 弱・5 強</u> ・津波 <u>警報</u> （津波避難の対象となる区）	〇〇、〇〇、 〇〇、〇〇
C 体制	・台風時以外で市域に暴風警報 ・暴風雪警報が発表されたとき	・津波 <u>注意報</u> （津波避難の対象となる区） ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）発表	〇〇

休日・夜間等、保育時間外の参集後の対応表（例）

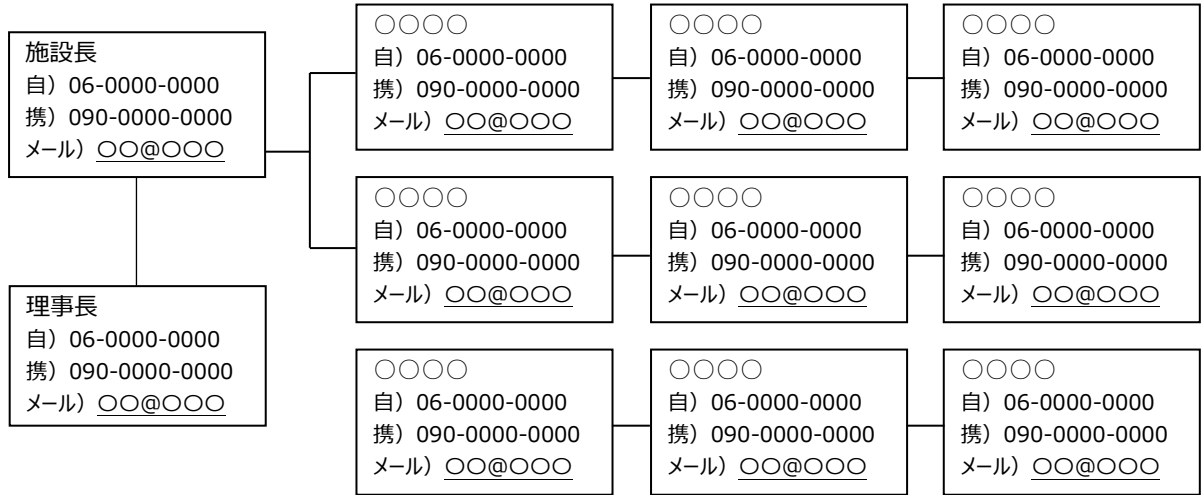
役 職	氏 名	役 割	備 考
園長 主任	〇〇	・児童・職員の安否確認 ・施設等の安全確認 ・情報収集 ・関係機関への連絡 ・休園等、被災後の措置の決定	・児童・保護者及び職員の安否確認を最優先する。 ・今後の対応について共通理解し対策を検討する。
	〇〇		
職員	〇〇	・児童・保護者の安否確認 ・児童の避難状況等についての情報収集 ・施設等の安全確認 ・園長・主任の指示のもと臨機応変に対応する	
	〇〇		
	〇〇		
	〇〇		
	〇〇		

〇〇保育園 職員連絡先一覧 (例)

令和〇年〇月〇日現在

	氏 名	電話番号	メールアドレス
園長	保山 育子	000-0000-0000	abc-12345.kodomo@〇〇.jp
主任	企川 画美	000-0000-0000	def67-domo@〇〇.jp
5 歳児担任	南 森恵	000-0000-0000	ghik.890-mo@〇〇.jp
4 歳児担任			
3 歳児担任			
2 歳児担任			
1 歳児担任			
0 歳児担任			
給食室			
法人本部		00-0000-0000	

職員緊急連絡網



職員移動時間一覧（例）

令和○年度 ▲▲保育園 職員移動時間一覧			
職員名	自転車の場合	徒歩の場合	備考
園長 ○○	40 分	2 時間	
副園長 ○○	20 分	1 時間	
○○	20 分	1 時間	
○○	2 時間	6 時間	
○○	2 分	6 分	初動要員
○○	15 分	40 分	
○○	40 分	2 時間	
○○	30 分	1 時間 30 分	
○○	1 時間 15 分	3 時間	
○○	50 分	2 時間 30 分	
栄養士 ○○	2 時間	6 時間	
○○	30 分	1 時間 30 分	
○○	45 分	2 時間 15 分	
○○	50 分	2 時間 30 分	
○○	15 分	40 分	初動要員

1 1 9 番への通報例

- ・ 種 類… ①「救急です」 ②「火事です」

- ・ 場 所… 「こちらは、大阪市〇〇区〇〇×-×-×
〇〇保育園です」
「目標は、〇〇〇郵便局の〇側 100m です」
「〇〇センター×側です」

- ・ 通報者… 「私は、〇〇〇保育園の〇〇です」
電話番号は〇〇〇〇-〇〇〇〇です」

- ・ 状 況… ①「〇歳児がけいれんを起こしています」
「容態は〇〇の状態です」
②「1 階〇側の調理室から出火しています」
「児童と職員は所庭に避難中です」
「負傷者は、現在確認中です」

* その他の事項については、消防署の方より確認があるので、
確認事項に対し、落ち着いて答えること。

地域の協力施設・協力者リスト（例）

名称（氏名）	住 所	電話番号	協力内容	備 考

大阪市北区〇〇町を想定した災害の種類（例）

（水害ハザードマップと水防法に基づく避難確保計画作成の対象となる施設一覧をチェックし、災害の種類と規模を把握する）

災害の種類	想定される災害	災害時避難所・ 津波避難ビル
淀川が氾濫した場合の 浸水の深さ	5メートルから10メートル（3階床上から4階軒下 浸水） ※24時間総雨量が360ミリメートルを想定	〇〇小学校
高潮が発生した場合の 浸水の深さ	5メートルから10メートル（3階床上から4階軒下 浸水） ※中心気圧910ヘクトパスカル、最大施衝風速半 径75キロメートル、移動速度73キロメートル/時の 台風を想定	〇〇小学校
内水氾濫した場合の浸 水の深さ	0.3～0.5メートル未満 ※24時間総雨量が549ミリメートルを想定	自施設の3階に 避難
南海トラフ巨大地震が 発生した場合（津波）	0.5メートルから3メートル未満（1階床上から軒 下浸水） ※マグニチュード9.1程度の地震が発生し、最大クラ スの津波による浸水が起きた場合（満潮時を想 定）	自施設の3階に 避難
近隣の住宅密集地で火 災が発生した場合	火災の情報を収集し、火災を避けて避難	□□公園

年度 避難訓練年間計画表（例）

保育園

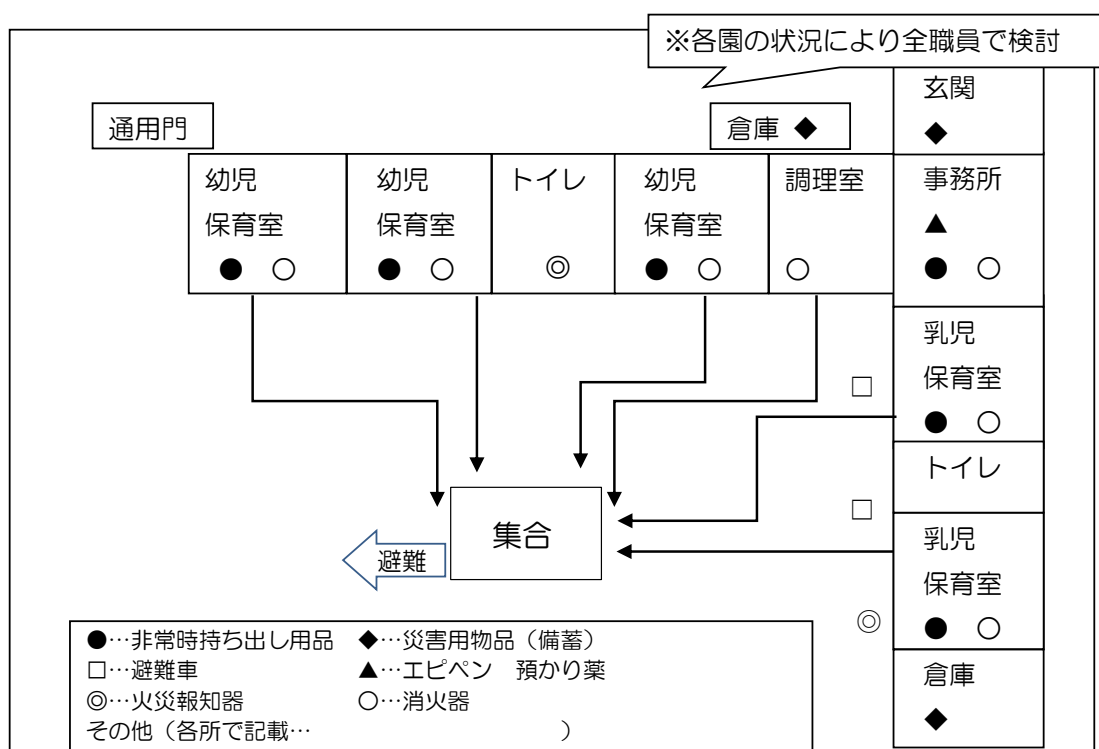
実施予定月日	想定・設定	内 容	担 当	備 考
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				

避難訓練実施記録(例)

保育園

訓練日時	年 月 日() 開始予定時刻 : ~		担当		
訓練設定	地震 河川氾濫 不審者侵入 火災 その他()	内容			
ねらい					
役割等	全体責任者	避難誘導責任者	その他(消火班・救護班・不審者役・放送担当等)		
避難の有無	あり⇒ (避難場所:) なし	地震の場合 津波の 有無	あり⇒ (避難場所:) なし		
時間	訓練内容・主な配慮	こども・保育者の動き		参加 児童数	参加 職員数
		0歳児 クラス		人	人
		1歳児 クラス		人	人
		2歳児 クラス		人	人
		3歳児 クラス		人	人
		4歳児 クラス		人	人
		5歳児 クラス		人	人
		事務所		人	人
		調理室		人	人
		その他 ()		人	人
評価 ・ 反省					

施設内の経路図（例）



非常時持ち出し用品・災害用物品（備蓄）を持ち出す担当者を決めておく。
（医療的ケア児の医療機器・緊急時薬・エピペン等を含む）

避難先一覧（例）

	名称	所在地
一時避難場所	〇〇公園 △△中学校	〇〇1-13 (2,000人)
災害避難場所 （津波避難ビル）	市営〇〇住宅 〇号棟	〇〇1-17 (560人)
津波避難場所	△△中学校	×××3-12-24 (1,500人) 06-□□□□-□□□□
広域避難場所	〇〇地区	〇〇1
	△△消防署	××1-3-20
	△△警察署	××1-3-5
	△△区役所	××1-7-4

施設設備の安全点検チェックリスト（例）

災害予防のための施設点検		年 月 日 () 天気 ()	チェック欄	改善日
職員室・ 保育室・ ホール	天井や壁に取り付けられていた空調機は固定しているか。			
	照明器具は固定しているか。			
	放送設備（テレビ、スピーカー等）は固定しているか。			
	掛け時計、展示物、ホワイトボードは落下しないか。			
	本棚、ロッカーは補助器具等で固定しているか。			
	ピアノ、キーボード、コピー機は動かないように固定しているか。			
	棚等の上に重いものや器具は置いていないか。			
	窓ガラスの飛散防止対策をしているか。			
	引き戸、ドアの開閉はスムーズか。			
廊下・ テラス・ 階段	廊下等に避難の妨げとなるものを置いていないか。			
	靴箱は固定しているか。			
	砂や水で滑りやすくなっていないか。			
	腐食箇所や釘などは出ていないか。			
	階段の手すりにぐらつきはないか。			
	照明器具は固定しているか。			
	窓ガラスの飛散防止対策をしているか。			
トイレ	滑りやすくなっていないか。			
	ドアの開閉はスムーズか。			
	照明器具は固定しているか。			
園庭	危険物はないか。			
	溝の蓋は完全に閉めているか。			
	遊具のぐらつき、腐食はないか。			
調理室	大型備品（冷蔵庫、食器保管庫等）は固定しているか。			
	ガスコック、ガス管にひび割れ等の異常はないか。			
	ガスを使用していない時は元栓をしめているか。			
その他	消火器は所定の場所に置いているか。			
	消火器や火災報知器、煙探知機等について、定期的に検査を受けているか。			
	園児にとって危険なもの（医薬品、カッター等）を安全な場所に保管しているか。			
	門、外壁等の倒壊の危険はないか。			

(例)

災害発生時の被害状況把握のためのチェックリスト

(月 日)チェック： 表面

1. 建物周囲や建物全体の確認			被災状況の詳細
※ 1つでも「異常あり」がある場合、保育施設として使用できない。速やかに建物を離れ 立ち入り禁止 とする。			
①建物周囲の地面に亀裂があったり、周囲の建物が倒れてきそうな危険はないか	異常なし	異常あり	
②建物の一部が崩れたり、つぶれたりして形が変わっていないか	異常なし	異常あり	
③建物が傾いたり、沈んだりしていないか	異常なし	異常あり	
④壁や柱に大きなひび割れや亀裂が入っていないか	異常なし	異常あり	
⑤鉄骨の骨組みは壊れたり変形していないか	異常なし	異常あり	
⑥出入口の扉の開閉ができない箇所が複数あるか	異常なし	異常あり	
⑦保育施設以外の合築の場合、保育施設以外の建物状況に問題はないか	異常なし	異常あり	
2. 建物内部の確認（1.の項目ですべて異常なしの場合）			被災状況の詳細
※ ①上部の天井、②床面の陥没・③壁の破損のうち1つでも「異常あり」がある場合、保育施設として使用できない。速やかに建物を離れ、 立ち入り禁止 とする。 ※ その他の項目で「異常あり」がある場合、活用できるか 十分な検討 をする。			
① 上部の確認：以下の落下や余震により落下しそうな破損はないか			
天井 (異常ありの場合⇒使用不可)	異常なし	異常あり	
照明器具	異常なし	異常あり	
エアコン・扇風機	異常なし	異常あり	
窓ガラスや窓枠	異常なし	異常あり	
② 床面の確認			
床面の陥没はないか (異常ありの場合⇒使用不可)	異常なし	異常あり	
窓ガラスの飛散はないか	異常なし	異常あり	
③側面の確認			
壁に大きな破損・ひび割れはないか (異常ありの場合⇒使用不可)	異常なし	異常あり	
壁の剥離はないか	異常なし	異常あり	
屋内の備品が転倒していないか、転倒する危険はないか	異常なし	異常あり	

(月 日)チェック: 裏面

3. ライフライン等の確認			被災状況の詳細
「異常あり」の項目が一つでもある場合は、開園が可能かどうか十分な検討をする。			
①水道・トイレ・・・供給されている	異常なし	異常あり	
②ガス・・・異臭、異音、煙などの異常が無く、供給されている	異常なし	異常あり	
③電力・・・外部からの電力供給がある	異常なし	異常あり	
照明がつく	異常なし	異常あり	
空調が正常に作動する	異常なし	異常あり	
④エレベーター・・・使用が可能であり、警報ランプ・ブザー等が正常に作動する	異常なし	異常あり	
⑤通信・電話・・・使用が可能	異常なし	異常あり	
⑥消防用設備等・・・使用が可能	異常なし	異常あり	
⑦非常階段・非常用出口・・・通行が可能	異常なし	異常あり	
⑧施錠管理・・・正常である	異常なし	異常あり	
⑨給食室・・・給食の提供に必要な器具類に損傷がなく調理が可能	異常なし	異常あり	
⑩備品(テーブル・椅子等)・・・破損していない	異常なし	異常あり	
4. 職員体制等			被災状況の詳細
「異常あり」の項目が一つでもある場合は、開園が可能かどうか十分な検討をする。			
①保育の再開に必要な保育士が確保できている	できている	できていない	
②給食の提供に必要な職員と食材が確保できている	できている	できていない	

※各施設に応じたチェック項目を検討し作成しておくこと！！

非常持ち出し品リスト〔避難時〕（例）

資料 15

～乳児担当者～

- ☐ 出席簿
- ☐ 緊急連絡・引き渡しカード
- ☐ アレルギー児一覧表
- ☐ 食物アレルギー児サインプレート
- ☐ 防災マップ・ホイッスル
- ☐ ミネラルウォーター
- ☐ 救急セット
- ☐ 懐中電灯・電池
- ☐ 筆記用具・はさみ
- ☐ タオル
- ☐ 着替え（数組）
- ☐ 粉ミルク（スティック、キューブ）
- ☐ ※アレルギー用含む
- ☐ 哺乳瓶
- ☐ 保温ボトル
- ☐ 紙コップ・スプーン
- ☐ 使い捨て手袋
- ☐ 消毒用アルコール
- ☐ 紙おむつ
- ☐ おしりふき
- ☐ ティッシュペーパー
- ☐ ウェットティッシュ
- ☐ ポリ袋
- ☐ ゴミ袋
- ☐ おんぶひも

～給食室～

- ☐ 簡易食料品
- ☐ 備蓄（在庫）食品
- ☐ ベビーフード
- ☐ ミネラルウォーター
- ☐ 水筒・保温ボトル
- ☐ スプーン・フォーク・割りばし
- ☐ 紙皿・紙コップ
- ☐ 消毒用アルコール
- ☐ ティッシュペーパー
- ☐ ウェットティッシュ
- ☐ ラップ
- ☐ ポリ袋
- ☐ ゴミ袋

～幼児担当者～

- ☐ 出席簿
- ☐ 緊急連絡・引き渡しカード
- ☐ アレルギー児一覧表
- ☐ 食物アレルギー児サインプレート
- ☐ 防災マップ・ホイッスル
- ☐ ミネラルウォーター
- ☐ 救急セット
- ☐ 懐中電灯・電池
- ☐ 筆記用具・はさみ
- ☐ タオル
- ☐ 着替え（数組）
- ☐ 簡易食料品
- ☐ ※アレルギー用含む
- ☐ 紙コップ・スプーン
- ☐ 使い捨て手袋
- ☐ 消毒用アルコール
- ☐ ティッシュペーパー
- ☐ ウェットティッシュ
- ☐ ポリ袋
- ☐ ゴミ袋

～担任以外～

- ☐ 園児名簿
- ☐ 全家庭緊急時連絡・引き渡しカード
- ☐ アレルギー児一覧表
- ☐ 防災マップ
- ☐ 防災関係機関連絡先一覧
- ☐ ホイッスル
- ☐ ミネラルウォーター
- ☐ 救急セット
- ☐ 懐中電灯・電池
- ☐ 筆記用具・はさみ
- ☐ 現金（硬貨）
- ☐ 携帯電話・携帯電話充電器
- ☐ ラジオ
- ☐ ティッシュペーパー
- ☐ ウェットティッシュ
- ☐ ポリ袋
- ☐ ゴミ袋

備蓄物資リスト（例）

区分	品名
食料品	資料編 p.38
生活用品	水 毛布 ビニールシート 着替え ビニール袋 ゴミ袋 はさみ 紙皿 紙コップ 哺乳瓶 卓上コンロ（ボンベ） スプーン 割りばし アルミホイル 缶切り ラップ おまる 紙おむつ おしりふき トイレトペーパー タオル バケツ ウェットティッシュ マスク 筆記用具 用紙 ガムテープ 雨具 現金（小銭も） マッチ ライター 等
避難用品	防災頭巾（ヘルメット） おんぶひも 拡声器（メガホン） 軍手 ロープ ビニール袋 ゴミ袋 懐中電灯 ラジオ 乾電池 関係機関連絡リスト 等
救急医療品	包帯 ガーゼ 止血帯 絆創膏 三角巾 湿布 タオル 消毒液 体温計 カット綿 ゴム手袋 等

災害発生時対応 フローチャート（例）

時 系 列 で 記 入	() 発生！				
	こどもの動き	職員の動き			こどもへの対応・ 留意点
		リーダー	担任等	給食室	

その他参考資料

(例)

保護者の方へ

台風接近に伴う臨時休園について

年 月 日
(施設長名)

台風が接近しています。開園する時間において、暴風警報・危険警報・特別警報が発表された場合、こどもの安全を期するため、臨時休園させていただきます。

- テレビ・ラジオ・携帯電話等の台風情報には、十分注意してください。
- 開園以降でも、同警報が発表された時点で休園となりますので、安全に十分注意いただき、お迎えをお願いします。解除になるまで、自宅で待機していただくようお願いします。
- 警報が解除され、設備等に被害がなく保育実施に支障がない場合は、通常保育をおこないます。
- 交通機関の運転取りやめにより十分な職員数を確保できない場合や停電している場合、また建物の被害状況などにより自宅待機をお願いする場合があります。

保護者の皆様には、ご理解ご協力のほどよろしくお願いします。

(例)

保護者の方へ

河川氾濫等避難情報の発令による臨時休園について

年 月 日
(施設長名)

当園は〇〇川の河川氾濫等水害の浸水想定区域に該当します。開園する時間において、大阪市から〇〇川にかかる河川氾濫の【警戒レベル3】が発令された場合、こどもの安全を期するため、臨時休園させていただきます。

- テレビ・ラジオ・携帯電話等の大雨（豪雨）情報には、十分注意してください。
- 開園以降でも、大阪市から〇〇川にかかる河川氾濫の【警戒レベル3】が発令された時点で休園となりますので、安全に十分注意いただき、お迎えをお願いします。解除になるまで、自宅で待機していただくようお願いします。
- 大阪市から〇〇川にかかる河川氾濫の【警戒レベル3】が解除され、設備等に被害がなく保育実施に支障がない場合は、通常保育をおこないます。
- 交通機関の運転取りやめにより十分な職員数を確保できない場合や停電している場合、また建物の被害状況などにより自宅待機をお願いする場合があります。

保護者の皆様には、ご理解ご協力のほどよろしくお願いします。

暴風警報・危険警報・特別警報・河川氾濫時の保護者向け配信文（例）

- 気象庁から「暴風警報」「危険警報」「特別警報」（以下 A）が発表、もしくは大阪市から「〇〇川にかかる河川氾濫の警戒レベル3」（以下 B）が発令されている場合

ご報告します。

「A」が発表（もしくは「B」が発令）されたため、本日は臨時休園とします。

今後、「A」（もしくは「B」）が解除された時点で、安全に保育を行える状況であれば、保育を再開しますので、改めてお知らせします。

保護者の皆様には、ご理解ご協力のほどよろしくお願いします。

- 開園時間以降に「A」が発表（もしくは「B」が発令）された場合

ご報告します。

「A」が発表（もしくは「B」が発令）されました。

本日の保育は休止とさせていただきますので、安全には十分ご注意くださいながら、可能な限り早めにお迎えをお願いいたします。

保護者の皆様には、ご理解ご協力のほどよろしくお願いします。

- 臨時休園後に「A」（もしくは「B」）が解除された場合

ご報告します。

「A」（もしくは「B」）が解除されました。

園の建物を点検し、保育を行える状況であることが確認できたため、保育を再開いたします。

安全には十分ご注意くださいながら、お越ください。

地震時の保護者向け配信文（例）

○ 保育継続可能な場合

ご報告します。

本日〇時〇分頃、大きな地震がありましたが、こども、職員全員ケガなく無事です。

園の建物の安全確認を行ったところ、大きな被害もないことから、通常どおりの保育を継続します。お迎えの際は、気をつけてお越しください。

○ 保育継続不可の場合

ご報告します。

本日〇時〇分頃、大きな地震がありましたが、こども、職員全員ケガなく無事です。

園の建物に地震の影響はありませんでしたが、電気、ガス、水道が停止していますので、本日の保育の継続は難しいと判断しました。

保護者の方は、安全には十分ご注意くださいながら、可能な限り早めにお迎えをお願いいたします。

明日以降の開園状況は、ライフライン復旧の様子により、わかり次第お知らせします。

保護者の皆様には、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いします。

○ 臨時休園後に建物の安全が確認され、保育が再開された場合

ご報告します。

園の建物を点検し、保育を行える状況であることが確認できたため、保育を再開いたします。

安全には十分ご注意くださいながら、お越しください。

非常時引き渡し（引き取り）カード、引き取り表

非常時引き渡し（引き取り）カード（例）

クラス（○をつけてください）						児童氏名	
0歳組	1歳組	2歳組	3歳組	4歳組	5歳組	食物アレルギー 無・有（ ） 緊急時薬 無・有（ ） その他物品 無・有（ ）	
引き取り者氏名（サイン）				児童との続柄			
				父 ・ 母 ・ 祖父 ・ 祖母 ・ おじ ・ おば その他()			
避難先				自宅 ・ その他（行先 ）			
引き渡し時間				月 日 （ ） 時 分			
カード確認者（サイン）				引き渡し職員名（サイン）		備考	

災害時引き取り表（例）

5 歳児		組	年度					園
	氏 名	引き取り者 氏名	児童との 続柄	避難先	引き渡し時間	カード 確認者	引き渡し 職員	備 考
1	〇〇 〇〇				:			
2	〇〇 〇〇				:			
3	〇〇 〇〇				:			
4	〇〇 〇〇				:			
5	〇〇 〇〇				:			
6	〇〇 〇〇				:			
7	〇〇 〇〇				:			
8	〇〇 〇〇				:			
	避難時間（ 月 日 : ） ※園外に避難する時間を記入する。 引き渡し完了時間（ 月 日 : ） ※避難時にいる園児の氏名または番号に○をつける。							

災害発生直後の確認・対応フローチャート（例）

給食室の状況確認	使用	注意点	使用	対応策
施設	可	平常時と同様	不可	⇒ 備蓄食品の使用
調理機器	可	—	不可	⇒ 備蓄食品の使用
調理器具	可	—	不可	⇒ 備蓄物品、ポリ袋等の使用
食器	可	洗浄が困難な場合、ラップをかけて使用する。	不可	⇒ 紙皿・紙コップの使用
電気	可	電子レンジ・IH 調理器	不可	⇒ カセットコンロの使用
ガス	可	—	不可	⇒ カセットコンロの使用
水道	可	水質を十分に確認する	不可	⇒ 備蓄水の使用

食事提供方法の決定

人員の確保	可	—	不可	⇒ 献立の変更、備蓄食品の使
食材料の確保	可	—	不可	⇒ 献立の変更、備蓄食品の使
喫食場所の確保	可	—	不可	⇒ 屋外

提供食数の把握・献立の決定

離乳食児の確認	備蓄食品の使用も含め、作業的に無理のないものとする。
アレルギー対応児の確認	複数名体制を確保し、対応を確実にする。

※実際の災害時には、複合的な状況も考えられますが、ひとまず項目ごとの内容を想定しています。

備蓄食品一覧 (例)

幼児	食品名	規格	保管数	賞味期限	保管場所	使用計画	備考
主食	アルファ化米（白米）	15 袋/ケース	8 ケース	2025.5	2 階倉庫	2025.1 災害訓練で使用	
	アルファ化米（わかめごはん）	15 袋/ケース	8 ケース	2027.9	2 階倉庫	2027.1 災害訓練で使用	
	パン（缶）	12 缶/ケース	5 ケース	2028.1	2 階倉庫	2028.1 災害訓練で使用	
おやつ	米粉クッキー 個包装	20 枚/袋	12 袋	2024.2	2 階倉庫	2024.1 災害訓練で使用	
	米粉せんべい 2 枚入個包装	16 枚/袋	10 袋	2025.1	2 階倉庫	2025.1 災害訓練で使用	
飲料	水 2L	6 本/箱	8 箱	2027.1	2 階倉庫	2026 年中に給食で使用	
		1 本	10 本	2027.1	非常持ち出し袋	2026 年中に給食で使用	
	水 500ml	24 本/箱	5 箱	2029.1	2 階倉庫	2028 年中に給食で使用	
	りんごジュース 200ml	20 本/箱	4 箱	2024.1	2 階倉庫	2023.12 おやつで使用	
	野菜ジュース 200ml	12 本/ケース	5 ケース	2025.2	2 階倉庫	2025 年中に給食で使用	

乳児	食品名	規格	保管数	賞味期限	保管場所	使用計画	備考
ミルク	キューブ	16 袋/箱	5 箱	2024.3	2 階倉庫	2024 年中に使用	
	液体	20 缶/ケース	1 ケース	2025.7	2 階倉庫	2025 年 6 月までに使用	
離乳食	白かゆ レトルト		5 袋	2025.1	2 階倉庫	2025 年中に使用	
	中期食		10 食	2024.1	2 階倉庫	2024.1 災害訓練で使用	
	後期食		10 食	2024.3	2 階倉庫	2024.1 災害訓練で使用	
	完了期食		5 食	2024.4	2 階倉庫	2024.1 災害訓練で使用	

在庫食品	給食室の在庫食品受払簿による。
------	-----------------

備蓄物品一覧 (例)

	物品名	保管数	購入時期	保管場所	備考
熱源	カセットコンロ	2 台	2023.6	2 階倉庫	
	カセットボンベ	12 本	2023.6		
	IH コンロ	1 台	2023.6		
器具等	鍋	2 個	2023.6	食品庫	
	玉杓子	4 本	2023.6		
	ボウル 大	2 個	2023.6		
	ボウル 中	2 個	2023.6		
	調理用ばさみ	2 個	2023.6		
	缶切り	2 個	2023.6		
	ラップ	5 本	2023.6		
	アルミホイル	3 本	2023.6		
	使い捨て手袋 100 枚入り	4 箱	2023.6		
	ポリ袋 大 100 枚入り	2 袋	2023.6		
	ポリ袋 中 100 枚入り	2 袋	2023.6		
	ペーパータオル 200 枚入り	5 個	2023.6		
	マスク 50 枚入り	2 箱	2023.6	2 階倉庫 食品庫	
	ウェットティッシュ 100 枚入り	5 個	2023.6		
食器	紙皿	500 枚	2023.6	食品庫	
	紙コップ	500 個	2023.6		
	使い捨て食器 どんぶり	500 個	2023.6		
	使い捨てスプーン	500 本	2023.6		
	割りばし	300 膳	2023.6		
その他	哺乳瓶	10 本	2023.8	非常持ち出し袋	

保育所等が行う児童の安全確保に関する取組と実施時期(例)
(自然災害以外の安全確保に関する取組を含む)

実施時期	取組内容
年度始め	・園内外の安全点検に関する年間スケジュールを定める。 ・リスクが高い局面や緊急時の行動スケジュールを策定（見直し）し、職員間に共有、必要に応じ、掲示すること。 ・各種訓練（災害・救急対応・不審者対応・119番通報）の実施に関する年間スケジュールを定める。 ・自治体を実施する年間の研修を把握し、参加スケジュールを確認する。 ・職員の採用時等の研修機会確保のため、オンライン研修等の手段をあらかじめ把握する。 ・保護者に園での安全対策を共有するとともに、家庭内での安全教育の実施を依頼する。 ・児童への交通安全を含む安全指導のため、地域の関係機関とも連携し、年齢別の指導方法を定める。
6月頃	・水遊び・プール活動のマニュアルを職員に再周知・共有するとともに、必要に応じてマニュアルを見直す。
11月頃	・降雪時等の屋外での活用のマニュアルを職員に再周知・共有するとともに、必要に応じてマニュアルを見直す。
随時 ※職員の採用時又は児童の入園時	・職員の採用時にオンライン研修等の受講機会を設ける。 ・保護者に園での安全対策を共有するとともに、家庭内での安全教育の実施を依頼する（再掲）。
事故発生時 ※ひやり・ハット事案を含む	・発生した事案の分析と再発防止策を検討し、安全点検やマニュアルに反映するとともに、職員・保護者に周知する。

職員への研修・講習（園内実施・外部実施を明記）

4～6月	7～9月	10～12月	1～3月

情報関連 URL/QR コード

大阪市防災アプリ

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000345020.html>



水害ハザードマップ（各区ごとに掲載）

<https://www.city.osaka.lg.jp/kurashi/category/3023-2-3-0-0-0-0-0-0.html>



令和 4 年 2 月に旧淀川流域等の河川（大川、堂島川、安治川、土佐堀川、木津川、尻無川）の洪水浸水想定区域を大阪府が指定。

水害ハザードマップを確認の上、河川氾濫の避難情報の発令対象区域にあたる場合はこちらも確認すること。

（対象河川区域は「町丁目名」ごとに確認することができる）

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000271142.html>



大阪市ホームページ 災害が発生したら（防災などに関する情報）

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000541210.html>



地図情報サイト マップナビおおさか

地図や画像を利用して、大阪市の情報を提供するサイトです。

<https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/osakacity/Portal>



水防法に基づく水害時の避難確保計画の作成について

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000409706.html>



大阪市避難所運営にかかる備蓄計画

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000571056.html>



特定教育・保育施設等における「食」のマニュアル

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000309034.html>



給食施設における災害時等の食事提供に関する手引き

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000524671.html#a>



国土交通省 ハザードマップポータルサイト

身の回りでどんな災害が起こりうるのか、調べることができます。

<https://disaportal.gsi.go.jp>



国土交通省 河の防災情報

<https://www.river.go.jp/index>



NTT 災害用伝言ダイヤル（171）

<https://www.ntt-west.co.jp/dengon/>



NTT 災害用伝言板インターネット（web171）

<https://www.ntt-west.co.jp/dengon/web171/>



南海トラフ地震臨時情報が発表されたら！：防災情報のページ - 内閣府

<https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/rinji/index.html>



気象庁 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件

https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/nteq/info_criterion.html



大阪市(おおさかし)の ホームページ(ほーむぺーじ)を
いろいろな国(くに)の言葉(ことば)に翻訳(ほんやく)して .
見(み)る 方法(ほうほう)

<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000500547.html>



大阪市(おおさかし)の ホームページ(ほーむぺーじ)。

「やさしい日本語（にほんご）」による

災害（さいがい）と 事故（じこ）への準備（じゅんび）。

https://www.city.osaka.lg.jp/contents/wdu020/enjoy/y_ja/content_a.html#content_04



